

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
4. 東京大学とエル・コレヒオ・デ・メヒコとの間における学術交流協定の更新について（教B1号）
5. 東京大学と清華大学との間における戦略的パートナーシップに関する覚書の更新について（教B2号）
6. 東京大学と社会科学高等研究院との間における学術交流協定の更新について（教B3号）
7. 東京大学とパドヴァ大学との間における学術交流協定及び学術交流覚書の更新について（教B4号）
8. 東京大学大学院総合文化研究科と華東師範大学思勉人文高等研究院との間における学術交流協定及び学生交流覚書の更新について（教B5号）
9. 東京大学大学院総合文化研究科とニューヨーク大学大学院総合文化研究科との間の学術交流協定及び学生交流覚書の更新について（教B6号）
10. 東京大学とロチェスター工科大学との間における学術交流協定の終結について（教B7号）
11. 「国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム）」協約書について（教B8号）
12. レピュテーションリスクのある海外の機関との国際交流協定締結について（教B9号）

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（教B11号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
6. その他
 - ・ 標的型攻撃メール訓練の実施について
 - ・ ホームカミングデイについて
 - ・ 国際卓越研究大学の申請結果について
 - ・ 役職者の交代等について（総B5号）

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. ネーミングプランについて（経B2号）
3. 2024年度授業日程について（教B12号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とフランクフルト・ゲーテ大学総合言語文化研究学部との間における学生交流覚書の新規締結について（教B10号）

○ 教員人事の内容

教 授 提 案 1 件

計 1 件

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会 ・ 2023 年度教育支援経費配分について（経 B 1 号）

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会 ・ 令和 5 年度教養学部卒業生数(令和 5 年 8 月 3 1 日付)について（教 B 1 1 号）

建設委員会

環境委員会

防災委員会

・ 2023 年度防災訓練について

その他の

社会連携委員会

・ 2023 年度 A セメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」 について

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2023年9月7日（木） 13：17～14：03

場 所：Zoom会議

出席者：49名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

○ 報告

1. 教員の休職について

研究科長から、教員の休職について報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について

4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

○ 教員人事の内容

退出転出等				1 件
講 師	報 告			2 件
准 教 授	提 案			4 件
	報 告			1 件
教 授	報 告			1 件

計 9 件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 3 件

2023. 9. 21

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	環境安全総括委員会	もりやま たくみ 森山 工 授 教 授	まふね ふみたか 真船 文隆 授 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
2	大学総合教育研究センター 運営委員会	しみず あきこ 清水 晶子 授 教 授	しみず あきこ 清水 晶子 授 教 授	自 2023. 10. 1 至 2025. 9. 30	自 2023. 10. 1 至 2024. 3. 31
3	デジタルオブザーバトリ研究推進機構 運営委員会	—————	さかもと たくと 阪本 拓人 授 教 授	自 2023. 7. 20 至 2024. 3. 31	自 2023. 7. 20 至 2024. 3. 31

受託研究の受入について

2023年度

2023年9月21日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
6	教授	澤井 哲	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	細胞動態スペクトラムから紐解く多細胞秩序の創発規則	1,560,000	変更契約 変更後総額: 43,295,200円
9	教授	若本 祐一	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ライブセルオミクスと細胞系譜解析によるパーシスタンスの理解と制御	5,850,000	変更契約 変更後総額: 25,155,000円
11	教授	成田 憲保	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ベイズ計測による複合時系列データからの情報抽出	4,290,000	変更契約 変更後総額: 6,890,000円
16	講師	大関 洋平	言語情報	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	認知・脳情報処理による人間らしい言語処理モデルの開発	2,600,000	変更契約 変更後総額: 17,485,000円
66	特任 研究員	伊藤 元己	駒場博物館	一般社団法人九州オープンユニバーシティ (独立行政法人環境再生保全機構)	環境研究総合推進費	正確な種同定と多様性指標地図化のためのゲノム情報データベースの開発	0	
67	教授	柳原 大	生命環境 (身体運動)	国立大学法人東京医科歯科大学 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	医療研究開発推進事業費補助金(難治性疾患実用化研究事業)	脊髄小脳失調症31型に対する核酸医薬開発	4,282,330	
68	教授	瀬川 浩司	広域システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業	太陽光発電の新市場創造技術開発／フィルム型超軽量モジュール太陽電池の開発(重量制約のある屋根向け)(超軽量ペロブスカイト系太陽電池の研究開発)	21,500,000	・先端科学技術研究センターより学内配分
69	教授	瀬川 浩司	広域システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業	クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業／革新的太陽電池の要素技術開発／革新的多接合太陽電池の国際共同研究開発	3,225,000	・先端科学技術研究センターより学内配分
70	助教	土井 靖生	広域システム	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	-	広島大学かなた望遠鏡による多波長広視野偏光観測手法の確立と銀河系内星間磁場の3次元構造の解明	400,000	
71	教授	佐藤 守俊	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業(再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム)	光操作に基づくin vivo遺伝子治療技術の創出	32,500,000	・再委託 自治医科大学: 15,600,000円
72	准教授	小田 隆史	人文知理	公益財団法人河川財団	-	「全国河川・水教育大学間ネットワーク」事業における河川・水教育推進	400,000	
73	准教授	中村 優子	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業・脳とこころの研究推進プログラム(戦略的国際脳科学研究推進プログラム)	国際MRI研究連携によるAYA世代脳発達および障害のメカニズム解明	16,100,000	・医学部附属病院より学内配分
74	准教授	小池 進介	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業・脳とこころの研究推進プログラム(戦略的国際脳科学研究推進プログラム)	人生ステージに沿った健常および精神・神経疾患の統合MRIデータベースの構築にもとづく国際脳科学連携	9,568,000	・医学部附属病院より学内配分

共同研究の受入について

2023年度

2023年9月21日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
38	助教	本多 智	相関基礎	株式会社資生堂	美容商材用光応答性高分子材料の合成と物性評価	2023.8.1～2024.1.31	4,350,000	
39	教授	酒井 邦嘉	相関基礎	株式会社キャンパスクリエイト	漫画表現による共感化の実践的脳研究	2019.6.1～2024.5.31	3,300,000	研究費総額:16,500,000円 2019年度～2022年度: 3,300,000円／年 株式会社コアミックスを含めた三者契約
40	教授	國分 功一郎	超域文化	公益財団法人たばこ総合研究センター	嗜好品と目的——依存症との関連から考える	2023.9.1～2025.3.31	1,300,000	研究費総額:2,600,000円 2023年度～2024年度: 1,300,000円／円
41	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人理化学研究所	超伝導回路を用いたハイブリッド量子デバイスの開発	2023.8.30～2024.3.31	0	国立研究開発法人情報通信研究機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園を含む四者契約
42	教授	太田 邦史	生命環境	セイコーエプソン株式会社	微細藻類の育種技術の開発	2022.9.1～2024.3.31	650,000	研究費総額:2,600,000円 2022年度:1,950,000円 2023年度:650,000円
43	准教授	甘蔗 寂樹	国際環境学教育機構	ダイキン工業株式会社	ソフトセンシングによる空気環境測定技術開発、空調連携制御の開発	2023.4.1～2024.3.31	22,100,000	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/7/12
担 当 部 局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	エル・コレヒオ・デ・メヒコ		
	英語			
	当該国語 ※任意	El Colegio de Mexico		
地域／国名	中南米	メキシコ		
設立年	1940	年設立		
設置形態	国立			
URL	https://www.colmex.mx/en			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	部局数:8(文学・言語学、歴史、国際関係論、アジア・アフリカ研究、ジェンダー研究、人口・都市問題、社会学、経済学)、学生数:412名、研究者数:183名			
相手国内における大学(機関)としての評価	メキシコで大学院レベルを主体とする人文・社会科学系の研究・教育機関として、権威が高い。卒業生からは高位の行政官や有力な経済人、人文・社会科学系の指導的研究者を多数輩出している。			
その他 (特色等があれば記入)				
2.協定の内容				
今回更新を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類:	全学協定			
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND EL COLEGIO DE MÉXICO			
協定名 (英語以外):				
関係部局名:	社会科学研究所、人文社会系研究科			
同時更新を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類:	▼リストから選択			
覚書名(英語):				
覚書名 (英語以外):				
関係部局名:				
交流分野				
相互に関心のある分野(人文科学及び社会科学)				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流		その他		→()
単位互換				
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期) [学部生／大学院生]		

3.更新理由

日本・メキシコ自由貿易協定(FTA)・環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)などを通じて日墨の経済関係が深まっている状況にあるため、今後メキシコでの研究を希望する学生や研究者の需要が高まる可能性がある。そうした可能性等を考慮し、本学とメキシコで最も優れた人文社会系研究機関の一つであるエル・コレヒオ・デ・メヒコと交流協定を更新することは有益であり、今後も継続的に協定を利用した研究の実施が見込まれている。

4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)

1) 総合文化研究科:

2014年に文部科学省のスーパーグローバル大学創生支援事業採択を受け、エル・コレヒオ・デ・メヒコを対象校とする戦略的パートナーシップ構築プロジェクトを開始した。同プロジェクトのもとで発足した東京大学グローバル地域研究機構ラテンアメリカ研究センター(LAINAC)は、これまでに、5度の学生派遣プログラム(2016年と2018年の国際研修授業、2022年のTLP研修授業、2017年と2023年の院生メキシコ研修)や5度の学生受入プログラム(2016年3月・11月、2018年、2019年、2022年)を実施し、100名近くの日墨学生交流を実現した。近年の実績としては、2018年7月にエル・コレヒオ・デ・メヒコが主催するサマープログラムに本学学生3名を派遣した。また、2018年11月と2022年11月には、エル・コレヒオ・デ・メヒコのアジア・アフリカ研究センターの修士課程の学生11名がLAINAC主催の国際短期プログラムに参加した。2019年7月には、エル・コレヒオ・デ・メヒコの大学院生1名が駒場キャンパスにおける調査プログラムに参加し、本学学生とともに研究活動に従事した。2022年9月にはスペイン語トライリンガルプログラム(TLP)のメキシコ研修を実施し、本学前期課程学生17名がエル・コレヒオ・デ・メヒコの教員の授業を受け学生と交流する機会を得ることができた。2023年9月には第2回スペイン語TLPメキシコ研修を実施予定で、18名の前期課程学生がエル・コレヒオ・デ・メヒコにて交流する予定である。研究者レベルの交流も活発に行っている。文学言語学研究センターのPedro Martín Butragueño教授(2015年)とJessica Courtney Locke教授(2023年)、国際研究センターのIlán Bizberg教授(2016年)とCarlos Alba教授(2016年)、ジェンダー研究センターのKarine Tinat教授(2016年)とCristina Herrera教授(2020年)、社会学研究センターのMarco Antonio Estrada Saavedra教授(2016年)とPatricio Solís Gutiérrez教授(2020年)、アジア・アフリカ研究センターのMichiko Tanaka教授(2016年)とAmaury García教授(2017年・2023年)、人口動態・都市・環境問題研究センターのErick Serna Luna教授(2020年)が本学を訪問し、集中講義、講演会、ワークショップ参加など本研究科における多様な研究活動に従事した。また、エル・コレヒオ・デ・メヒコは、本学研究者のメキシコにおける研究拠点として機能しており、図書館・会議室・食堂などの設備の提供や教員・学生による支援など、多大な貢献をしている。このリソースを活用して、受田宏之教授(2015年、2016年、2017年、2018年、2022年)、瀬地山角教授(2017年)、和田毅教授(2015年、2016年、2017年、2022年)、具ユジン特任研究員(2017年)がメキシコにて研究活動を行っている。2023年9月には棚瀬あずさ准教授とグレゴリー・サンブラノ特任准教授(大学総合教育研究センター)の派遣を予定している。

大学執行部レベルの交流も活発であり、日墨学長会議に出席するために、2017年(広島大学)と2022年(上智大学)にはエル・コレヒオ・デ・メヒコのSilvia Giorguli学長を含む執行部3名が来日し、その際に本学を訪問している。本学からは2017年には羽田正副学長(当時)と和田毅教授が、2022年には関村国際担当副学長と受田宏之教授が参加した。2019年にメキシコで日墨学長会議が開催された際には、羽田正副学長(当時)と受田宏之教授が出席し、エル・コレヒオ・デ・メヒコのSilvia Giorguli学長と交流した。また、2018年にはメキシコ政府の国際開発協力機関AMEXCIDが「メキシコ講座」を本学に設置することを決定し、その調印式に出席するため羽田正副学長(当時)がエル・コレヒオ・デ・メヒコを訪問し、受田宏之教授が同行した。

大学間の学術交流イベントも頻繁に開催している。2018年9月には、「日本ラテンアメリカ学術フォーラム」を日光にて開催し、人文社会学、天文学、地震学、生物学、情報通信工学、医科工学、海洋工学、数学、農水産学、芸術など併せて10の分科会を行った。エル・コレヒオ・デ・メヒコからは、学長・副学長をはじめとする9名の教員・学生が参加した。また、2020年1月には、エル・コレヒオ・デ・メヒコとの共同研究ワークショップ“Rethinking Inequality: Its Causes, Perceptions and Politics”を駒場キャンパスで実施し、エル・コレヒオ・デ・メヒコからPatricio Solís Gutiérrez教授、Erick Serna Luna教授、Cristina Herrera教授の3名が来日した。その続編として、2023年9月に再びエル・コレヒオ・デ・メヒコとの共同研究ワークショップを駒場で開催する予定であり、今回は文系だけでなく理系の参加も企画している。

2) 社会科学研究所:

2004年に先方アジア・アフリカ研究所の田中道子教授が社会科学研究所に外国人客員研究員として滞在し、現代日本政治に関する調査に従事した。当該調査に基づいて、2014年にスペイン語の著書が出版された。

Takabatake Michitoshi, Lothar Knauth, Michiko Tanaka eds., Política y pensamiento político en Japón 1926-2012 (México, D.F.: El Colegio de México, 2014)

また2011年にBenjamin Preciado 国際担当副学長が社会科学研究所長を訪問し、今後の社会科学研究所とエル・コレヒオ・デ・メヒコとの研究交流等について協議を行い、2012年には本学社会科学研究所の末廣昭教授(現名誉教授)が先方のアジア・アフリカ研究センターに客員教授として滞在し、研究と講義・講演活動を行った。

2018年9月24日、コレヒオデメヒコ第1回AMEXCID講義として、コレヒオデメヒコ経済研究センターのAngel Calderon Madrid教授の講義「メキシコにおける格差問題」を開催した。

引き続いて、9月25日～28日に日光で開催されたJapan-Latin America Academic Conference in Nikkoに中川淳司教授(現名誉教授)が参加した。

3) 人文社会系研究科:

2008年にAmaury García Rodríguez 教授とアジア・アフリカ研究センター所属の大学院生4名が本学を訪問し、人文社会系研究科にてメキシコと日本におけるジェンダー環境比較に関する研究報告会を行った。2023年5月には、文学言語学研究センターのJessica Courtney Locke教授が来日し、現代文芸論研究室の主催で非母国における博士学位取得をテーマにした学生との交流会を実施した。

5. 更新後の交流計画

引き続き研究者の交流や学生の派遣・受入れを促進し、相互の研究・教育の交流実績を上げていく予定である。戦略的パートナーシップ(チリ・メキシコ)の枠組みも利用して、シンポジウム開催など、積極的に研究者間の交流を強めていく。

6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)		
総合文化研究科での承認予定日: 2023年9月21日		
社会科学研究所での承認予定日: 2023年7月20日		
人文社会系研究科での承認予定日: 2023年9月21日		
7.実施責任体制		
責 任 者 総合文化研究科長 真船 文隆 教授 (担当部局長): 幹事教職員: 総合文化研究科 和田 毅 教授 社会科学研究所 丸川 知雄 教授 人文社会系研究科 柳原 孝敦 教授		
4.相手側の対応組織(担当教員名等)		
責 任 者 José Antonio Cervera Jiménez 教授(エル・コレヒオ・デ・メヒコ アジア・アフリカ研究センター所長) (担当部局長): 幹事教職員: 同上		
9.資金計画		
本協定に参画する各部局が調達する資金を用いるほか、戦略的パートナーシップ大学プロジェクト予算やエル・コレヒオ・デ・メヒコ・サマープログラム奨学金等を利用する。		
10.同一校(機関)との交流の有無		
☒ 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2015年 12月	担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2020 年)
☐ 無		
11.その他特記事項		
2019年度より、担当部局が社会科学研究所から総合文化研究科に交代した。 経済学研究科、情報学環・学際情報学府は今回の更新時から本協定に参画しないことになった。		
本件担当部局事務		
部 局 名 :	総合文化研究科	
部 署 名 :	国際研究協力室	
担 当 者 名 :	松井 恵子	
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp	

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
EL COLEGIO DE MÉXICO

The University of Tokyo (Japan) and El Colegio de México (Mexico) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five years effective from May 6, 2023 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

El Colegio de Mexico

Prof. Dr. FUJII Teruo
President

Prof. Dr. Silvia Elena Giorguli Saucedo
President

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/7/18
担 当 部 局：国際戦略企画室

1.相手大学(機関)						
名 称	日本語	清華大学				
	英語	Tsinghua University				
	当該国語 ※任意	清华大学				
地域／国名	アジア	中国				
設立年	1911	年設立				
設置形態	国立					
URL	http://www.tsinghua.edu.cn/					
組織及び規模(学部・研究所、 学生・研究者の数等)	学院(schools)20、系(Departments) 57があり、理学、工学、文学、芸術学、歴史学、哲学、経済学、管理学、法学、教育学、医学等11の分野の総合研究型大学 在籍学生数 47201(学部15570、修士19311、博士12320、うち留学生3515) 教職員数 14015(助教以上教員 3414、事務・技術職員8838、ポスドク 1763) 中国科学院院士 45、中国工程院院士 33					
相手国内における大学(機関)としての評価	北京大学とならぶ中国の名門大学で、中国教育部直轄の国家重点大学。レベルの高い教育研究で世界的な評価も高い。歴史的に理工系が強い大学であるが、近年では文系強化が進められている。習近平氏、胡錦濤氏等の国家主席など多数の政治家を輩出している。					
その他 (特色等があれば記入)						
2.協定の内容						
今回更新を希望する協定等の種類、名称等						
協定の種類:	全学覚書					
協定名(英語):	MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON STRATEGIC PARTNERSHIP					
協定名 (英語以外):						
関係部局名:	工学系研究科、理学系研究科、総合文化研究科、新領域創成科学研究科、物性研研究所、生産技術研究所、先端科学技術研究センター、ニューロインテリジェンス国際研究機構、未来ビジョン研究センター					
同時更新を希望する覚書の種類、名称等						
覚書の種類:						
覚書名(英語):						
覚書名 (英語以外):						
関係部局名:						
交流分野						
相互に関心のある全ての分野						
交流内容(該当するものに○)						
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○			
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○			
職員交流		その他		→()		
単位互換						
ダブル・ディグリー					→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー					→取得できる学位の種類:	
共同研究	○					
受入に伴う奨学金支給						
授業料相互不徴収					→人数(年): 人(学期) [学部生／大学院生]	
3.更新理由						
戦略的パートナーシップの枠組みの中で、分野融合・部局横断の取組みが進められており、今後の更なる連携強化と広範な分野での持続的かつ多様な交流等の推進を図りたいため。						

4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
清華大学と本学にて、以下を中心に学生交流と研究交流を継続している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、双方の往来に制限があり、感染拡大以降の交流の多くはオンラインで実施した。 ・学生主導の国際文化交流イベントを計5回開催した。2022年度は工学、文学、教育、教養学部で構成される学生のリーダーシップのもと、計2回、オンラインで実施し、各回100名弱の学生が参加した。企画・運営については、清華大学の国際部門と工学系研究科国際推進課が双方の学生リーダーに助言とサポートを行った。 ・2023年1月から2月にニューロインテリジェンス国際研究機構にてインターン大学院学生5名の中長期受入れをするなど、AIと神経科学の融合研究を計った。 ・毎年Joint Symposiumを開催し、これまで計7回実施した。10程度のパラレルセッションにて交流が行われている。覚書を締結した2018年度は本学にて開催され400名以上が参加した。2019年度は清華大学で開催された。毎年交互に開催をしているが、2020年度から、2022年度まではオンライン開催となった。2022年度は、Physics and Materials Science、Materials and devices、Bioengineering and biomedical engineering、Nuclear Engineering and Technologyの4分野で、それぞれ別日にオンラインで12月に実施した。 ・人文社会分野の交流が浸透し合同のオンライン講演会シリーズ(“清华-东大”东亚人文联合讲座)を2022年度オンラインで6回にわたり開催した。 ・清華大学、北京大学、本学と3大学のマテリアル分野のワークショップを毎年実施しており、2022年度で計17回となった。2022年度は10月にハイブリッド形式で実施し、清華大学からは大学院生1名が対面で参加、教員5名と大学院生9名はオンラインで参加した。本学からは大学院生10名、教員5名の計15名が対面で参加した。 ・両大学間での共同研究・教育プロジェクトの公募を、2019年度、2021年度の計2回実施した。両大学によるジョイントファンドを原資として学内公募を行い、2019年度は14件、2021年度は6件の共同プロジェクトが採択され、助成金を配分した。2022年度に採択された6つのプロジェクトの助成期間については、2023年9月30日までとなっている。 ・大学連合において以下の交流実績があった。 ○Global Alliance of Universities on Climate(以下、GAUC):2019年の設立以降、清華大学はChairおよび事務局を務めており、本学も設立時に加盟。本学では清華大学含め加盟大学と連携して気候変動に関するイベントの開催に協力している。2021年3月には本学が座長を務めるGAUCキャンパス・アクション・ワーキングの活動の一環で、本学が主催となり、キャンパスの脱炭素化に関する国際ワークショップをオンライン開催した。 ○Asian Universities Alliance(以下、AUA):2017年の設立以降、清華大学はAUA Presidency及び事務局を務めており、本学も設立時に加盟。AUAで開催される学生・研究者交流・職員交流のイベントに参加。清華大学はAUA Presidencyを2期務め2023年に交代された。 ○Association of East Asian Research Universities(以下、AEARU):1996年設立。清華大学は本学と同じく2022-2023年のBoard of Directors(理事校)を務めている。AEARUで開催されている学生プログラム等にも参加。)	
5. 更新後の交流計画	
以下を主軸に連携を継続する計画である。 ・国際文化交流イベントの継続実施。清華大学の国際部門と工学系研究科国際推進課が双方の学生リーダーに助言とサポートを行い、学生主導のイベントをオンラインと対面で継続実施する。 ・文系の教員を巻き込んだ全学の協力体制の維持 ・大学連合において以下の交流を計画している。 ○GAUC:GAUCの枠組みの中で、引き続きワークショップ開催、学生向けイベントの講師派遣や学生へのイベント周知等で協力していく。 ○AUA:AUAの枠組みの中で引き続き学生交流・研究者交流・職員交流イベントの開催等につき清華大学が務める事務局を通し協力していく。 ○AEARU:AEARUの枠組みの中で引き続きBOD等他の活動に協力していく。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
工学系研究科承認予定日:2023年9月27日 理学系研究科承認予定日:2023年9月13日 新領域創成科学研究科承認予定日:2023年9月6日または20日 生産技術研究所承認予定日:2023年9月6日または20日 物性研究所承認予定日:2023年9月14日 総合文化研究科承認予定日:2023年9月21日 未来ビジョン研究センター承認予定日:2023年9月13日 ニューロインテリジェンス国際研究機構承認予定日:2023年9月27日 先端科学技術研究センター承認予定日:2023年9月13日または27日 国際戦略企画室承認予定日:2023年10月 更新希望日2023年10月中下旬(2023年10月下旬か11月上旬に合同シンポジウムを予定しており、間に合えば調印式を検討。)	
7.実施責任体制	
責 任 者 (担 当 部 局 長):	林香里 理事・副学長 国際戦略企画室長 渡邊 聡 総長特任補佐(国際連携推進)、国際戦略企画室・副室長 工学系研究科・教授 中野 義昭 理学系研究科・教授 長谷川 修司 新領域創成科学研究科・准教授 伊藤 剛仁 生産技術研究所・教授 芳村圭 物性研究所・教授 長谷川 幸雄 総合文化研究科・准教授 村上 克尚 未来ビジョン研究センター・センター長 教授 福士 謙介 ニューロインテリジェンス国際研究機構・准教授 Zenas Chao 先端科学技術研究センター・教授 有田 亮太郎
幹事教職員:	

8.相手側の対応組織																					
責任者 (担当部長):	Hongwei Wang(副学長)																				
幹事教職員:	Hui Wang (Associate Dean, Office of International Cooperation and Exchange)																				
9.資金計画																					
適宜、以下を申請、調達する。 ・海外留学支援制度JASSO ・国際青少年サイエンス交流事業(さくらサイエンスプログラム)																					
10.同一校(機関)との交流の有無																					
☒ 有	<table border="0"> <tr> <td>協定の種類: 全学協定</td> <td>担当部局: 工学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 1999年2月</td> <td>(最終更新年: 2019 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: グローバル教育センター</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2008年5月</td> <td>(最終更新年: 2018 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: 生産技術研究所</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2009年7月</td> <td>(最終更新年: 2014 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 数理科学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2013年11月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 宇宙線研究所</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2018年6月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> </table>	協定の種類: 全学協定	担当部局: 工学系研究科	締結年月: 1999年2月	(最終更新年: 2019 年)	協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター	締結年月: 2008年5月	(最終更新年: 2018 年)	協定の種類: 全学覚書	担当部局: 生産技術研究所	締結年月: 2009年7月	(最終更新年: 2014 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 数理科学研究科	締結年月: 2013年11月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 宇宙線研究所	締結年月: 2018年6月	(最終更新年: 年)
協定の種類: 全学協定	担当部局: 工学系研究科																				
締結年月: 1999年2月	(最終更新年: 2019 年)																				
協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター																				
締結年月: 2008年5月	(最終更新年: 2018 年)																				
協定の種類: 全学覚書	担当部局: 生産技術研究所																				
締結年月: 2009年7月	(最終更新年: 2014 年)																				
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 数理科学研究科																				
締結年月: 2013年11月	(最終更新年: 年)																				
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 宇宙線研究所																				
締結年月: 2018年6月	(最終更新年: 年)																				
☐ 無																					
11.その他特記事項																					
本件担当部局事務																					
部 局 名 :	研究推進部																				
部 署 名 :	国際研究推進課																				
担 当 者 名 :	園田 竜也																				
Email :	sp.uni.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp																				



MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

ON

STRATEGIC PARTNERSHIP

Between:

Tsinghua University, Haidian District, Beijing, 100084, P. R. China (“Tsinghua”) and
The University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8654, Japan (“UTokyo”)

PREAMBLE

Tsinghua and UTokyo (hereinafter referred to as “parties”) originally signed the Agreement on Academic Exchange on 26 February 1999. The parties also concluded the Memorandum of Understanding on Strategic Partnership (hereinafter referred to as “Memorandum”) on 23 July 2018. Based on the above-mentioned Agreement on Academic Exchange, newly revised as of 25 April 2019, and continuous collaboration carried out under the Memorandum, both parties hereby agree to renew the Memorandum as follows:

PURPOSE

The purpose of this Memorandum is formally to record the mutual interest of Tsinghua and UTokyo in promoting and furthering academic links between the two institutions.

This Strategic Partnership is envisaged as a close, creative, flexible and sustainable relationship between Tsinghua and UTokyo. It goes beyond usual academic exchange agreements, in that it aims to create a comprehensive, reciprocal, special relationship by taking advantage of the strengths of both universities, exploring areas of complementarity and thereby achieving synergy. The Strategic Partnership will facilitate collaborative advanced research, enhance the mobility of faculty, administrative staff and students, and provide cross-cultural experience for students at various levels.

SPECIFIC COLLABORATIONS

The parties have discussed the possibilities for collaboration, including

- Development of short-term joint educational student program
- Facilitation of faculty members exchange programs on sabbatical leaves
- Holding joint symposia
- Other matters related to the purposes mentioned above to be achieved

subject to negotiation of the appropriate contractual terms and necessary funding being available.

OTHER PARTNERS

In order to improve and diversify the education and research activities of the two institutions in quality and quantity, the parties will promote the relationship with dominant partners outside of the academic field such as industries and alumni association.

PUBLIC STATEMENTS

The parties acknowledge the merits of positive and highly qualified publicity for this Strategic Partnership and they recognize that either party shall be able to make press announcements or public statements about this Strategic Partnership as long as the contents of the announcements or statements have been agreed by the other party.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

In the case that intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of this Memorandum, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

EFFECT OF THIS MEMORANDUM

This Memorandum is valid for five years effective from 23 July 2023 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Memorandum may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance written notice to the other party.

This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it, as of the respective dates below.

Tsinghua University

The University of Tokyo

President WANG Xiqin
/ / 20

President FUJII Teruo
/ / 20

令和5年8月28日

大学院総合文化研究科
国際交流・留学生委員会委員長 殿

大学院人文社会系研究科
国際交流委員会委員長

東京大学と社会科学高等研究院（EHESS）との間における
学術交流協定の更新について(依頼)

標記のことにつきまして、本研究科では、社会科学高等研究院（EHESS）との学術交流協定を更新し、引き続き同校との間で全学レベルの研究交流を行いたいと考えております。

更新にあたり、貴研究科にも引き続き関係部局としてご参画いただきたく、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

ご協力いただける場合には、添付の関係書類をご確認いただき、加筆修正点等ありましたらご記入願います。

本件についての問合せ先：

人文社会系研究科学生支援チーム 泉、平野
内線：23710

国際交流協定 更新実績報告書

提出年月日：2023/9/21

担当部局：人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	社会科学高等研究院	
	英語	School for Advanced Studies in the Social Sciences	
	当該国語 ※任意	École des Hautes Études en Sciences Sociales (EHESS)	
地域／国名	ヨーロッパ	フランス	
設立年	1947	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.ehess.fr/fr		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	社会科学高等研究院は、1975年に高等研究実習院の第6部門(経済・社会科学;1947年創設)を独立させて創設されたグランゼコールであり、80の研究所と22の博士課程を擁する。学生数は約3000名、専任教員数は252名。		
相手国内における大学(機関)としての評価	政治学、経済学、社会学、歴史学、人類学を中心として、社会科学の幅広い分野の指導的研究者を擁する、フランスはもとよりヨーロッパで最も評価の高いグランゼコールの一つである。		
その他 (特色等があれば記入)	学際的研究・教育を特徴としており、多様なテーマの研究所が設置されている。1973年に創設された「日本研究所」もその一つであり、社会科学分野における日本研究の拠点となっている。		
2.更新理由			
東京大学および社会科学高等研究院は、2006年に締結された全学協定および全学覚書に基づき、教員、研究者の学術交流および学生交流を行ってきた。この度、これまでの成果を踏まえ、さらに活発な学術交流および学生交流を推進するため本協定の更新を期するに至った。さらに先方のVice-Presidentからも更新希望の意思表示があった。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局:	社会科学研究所、法学政治学研究科、人文社会系研究科、経済学研究科、総合文化研究科、東洋文化研究所	
	協定名(日):		
	協定名(英):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE ÉCOLE DES HAUTES ÉTUDES EN SCIENCES SOCIALES AND THE UNIVERSITY OF TOKYO	
▼協定の種類	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):		
交流分野			
それぞれが学術研究及び教育上関心を持つ分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	○		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期)[学部生/大学院生]	

4.これまでの交流実績、成果等

学生間の交流について、2014年から2022年までの期間に18名が全学交換留学生として、また19名が短期プログラム生として、本学よりEHESSに派遣された。

社会科学研究所においては、過去に社会科学高等研究院からSebastien Lechevalier 教授を特任教授として招いたこともあり、その後も、継続的に同氏と交流を維持している。本研究所のスタッフとEHESS との間には、この他にも、同氏が主宰するパリEHESS 日仏財団の事業を初め、法学、政治学、経済学などの分野における複数の研究交流の実績がある。現在も、本研究所の中村尚史教授が、EHESS所属のAleksandra Kobijlski教授と共同の研究プロジェクトを行っている。

経済学研究科においては、2015年5月26日にEHESS院長のPierre-Cyrille Hautcoeur教授の特別講義“Financial Crises: Past, Present and Future”が開催され、関連分野の教員、学部学生・院生が出席し、盛況な知的交流の場となった。また、Patrick Fridenson教授は毎年、本研究科付属日本経済国際共同研究センターに短期客員研究者として在籍し、本研究科教員と研究交流を行っている。さらに、Alessandro Stanziani教授、Philippe Minard教授、Liliane Hilaire-Perez教授らとセミナーや共同研究を通じて関わりのある教員もあり、本研究科教員とEHESS教員との間においては学術的研究交流が続いている。

東洋文化研究所においては、EHESSとの間で教員の相互交流（派遣および招聘）を毎年行っており、2017年5月には中島隆博教授がEHESSに派遣され学術研究の講演が行われた。また、2018年4月にはAlessandro STANZIANI教授を本研究所に客員教授として招聘し、相互に活発な研究交流が行われている。なお、今年度においては東洋文化研究所教員をEHESSに派遣する予定である。

総合文化研究科においては、伊達聖伸教授が科研基盤A「西洋社会における世俗の変容と「宗教的なもの」の再構成——学際的比較研究」の枠組みで、EHESS教授 Céline Béraud氏をお招きして、2022年2月22日に「フランス・カトリック教会と性的スキャンダル」、3月1日に「フランスにおける宗教的状況の特殊性」と題する連続講演会を開催した。

法学政治学研究科においては、2022年11月5日・6日に開催された第64回比較法政シンポジウム「性的／ジェンダーマイノリティの人権をめぐる日仏比較」で、EHESSのRégis Schlagdenhauffen准教授による発表が行われた。同氏とは、同シンポジウムを発展させた、法学政治学研究科教員との共同研究も企画されている。

人文社会系研究科においては、2014年以降3名の博士課程学生を派遣し、うち1名は2023年秋にEHESSでの博士学位取得が見込まれる。また、本学とEHESS・プリンストン大学・ベルリン自由大学・ベルリン＝フンボルト大学の間で2014年から2019年にかけて実施されたグローバル・ヒストリー共同研究(Global History Collaborative)を通して、本研究科教員および学生とEHESS所属研究者との交流がおこなわれた。このほか、2019年春にEHESSのPhilippe Boutry教授が来日した際、長井伸仁教授が中心になり3月9日に本研究科でセミナーを開催した。

以上のように、学際的な社会科学の遂行という点において両機関の間には高い親近性が存在する。

5. 更新後の交流計画

東洋文化研究所においては、グローバルヒストリーと食の国際的比較研究において研究交流を進めるほか、社会科学研究所及び各研究科においては、相互に教員・研究者の研究交流を行うとともに、定期的な意見交換及び講演会を開催していく。人文社会系研究科においては、引き続き学生の派遣を積極的に進めるほか、研究者の招聘を検討する予定である。

6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)

2022年11月～ 更新文書の調整
2023年9月 関係部局会議での承認
2023年10月 調印

7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
責任者: 人文社会系研究科 納富 信留 教授 (人文社会系研究科長) 幹事教員: 人文社会系研究科 長井 伸仁 教授 社会科学研究所 宇野 重規 教授 経済学研究科 楡井 誠 教授 法学政治学研究科 山本 隆司 教授 東洋文化研究所長 中島 隆博 教授 総合文化研究科 伊達 聖伸 教授	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
責任者: Dr. Leopoldo Iribarren, Vice President for international Relations 幹事教員: Dr. Sebastien Lechevalier, Professor	
9.資金計画	
運営費交付金、科学研究費補助金など	
10.同一校(機関)との交流の有無	
☒ 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2006年5月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2018 年)
☐ 無	
11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名:	文学部・人文社会系研究科
係名:	学生支援チーム
Email:	in@l.u-tokyo.ac.jp

**AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE ÉCOLE DES HAUTES ÉTUDES EN SCIENCES
SOCIALES
AND
THE UNIVERSITY OF TOKYO**

This Agreement is concluded between The École des Hautes Études en Sciences Sociales, France, of one part and The University of Tokyo, Japan, of the other part, both institutions being convinced that academic exchange and cooperation will promote the development of research and other academic activities in each institution.

Article 1.

The parties hereto agree to promote cooperation in academic fields of mutual interest through the following:

1. Exchange of faculty members and researchers
2. Exchange of graduate students
3. Conducting joint research
4. Holding of lectures and symposia
5. Exchange of academic information and publications

Article 2.

Matters pertaining to the implementation of the exchange based on the preceding Article 1 shall be negotiated and agreed upon between the institutions or organizations (for example: Research Centers, Institutes, Faculties etc) of the parties that carry out the specific project(s) hereunder.

Article 3.

In the event that results of research projects carried out in the framework of the article 1 above may be likely to be the subject of intellectual property rights, the parties shall discuss in good faith before the start of this research project. They agree in a separate document about the conditions regarding the aspects of intellectual property rights, and in accordance with the policies of each party.

Article 4.

This Agreement remains effective for a period of five years from 18 July 2023. Its period of validity may be extended by a supplementary agreement signed by the parties. Either party may, by giving six months written notice to the other party, terminate this Agreement during its period of validity.

The parties hereto establish this agreement by duly signing it as of the respective dates written below.

The École des Hautes Études en
Sciences Sociales

The University of Tokyo

Romain Huret
President

FUJII Teruo
President

令和5年8月28日

大学院総合文化研究科
国際交流・留学生委員会委員長 殿

大学院人文社会系研究科
国際交流委員会委員長

東京大学とパドヴァ大学との間における学術交流協定と付属覚書の更新について(依頼)

標記のことにつきまして、本研究科では、パドヴァ大学との学術交流協定及び付属覚書を更新し、引き続き同校との間で全学レベルの研究交流を行いたいと考えております。

更新にあたり、貴研究科にも引き続き関係部局としてご参画いただきたく、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

ご協力いただける場合には、添付の関係書類をご確認いただき、加筆修正点等ありましたらご記入願います。

本件についての問合せ先：

人文社会系研究科学生支援チーム 泉、平野
内線：23710

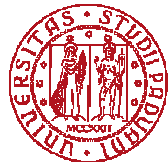
国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2023/9/21

担当部局: 人文社会系研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	パドヴァ大学		
	英語	University of Padua		
	当該国語 ※任意	Università di Padova		
地域／国名	ヨーロッパ	イタリア		
設立年	1222	年設立		
設置形態	国立			
URL	https://www.unipd.it/en/			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	現在は組織改革にともない、32学科(dipartimento)からなる8学群(scuola)により構成されている(学部は廃止)。2022年秋現在、学生数:60000名以上、教員数:約2200名			
相手国内における大学(機関)としての評価	1222年に創設された伝統を誇るパドヴァ大学は、周辺地域だけではなく、イタリア全土から学生を引き寄せている重要な高等教育機関であり、ヴェネト地方だけではなくイタリアの重要な学都である。創立800周年(2022年)には、新しいロゴが考案された。			
その他 (特色等があれば記入)	イタリアでは、ボローニャ大学に次ぎ創設の古い大学。ガリレオ・ガリレイが教鞭を執ったほか、1545年に遡る植物園(医学、薬学、生物学、農学と関連)など、自然科学系の研究に秀でるとともに、人文学の教育研究でもイタリアの中心地のひとつである。			
2.協定の内容				
今回更新を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類:	全学協定			
協定名(英語):				
協定名 (英語以外):	東京大学・パドヴァ大学間の学術交流に関する基本協定 (ACCORDO DI COLLABORAZIONE ACCADEMICA (MEMORANDUM D'INTESA) FRA L'UNIVERSITÀ DI TOKYO E L'UNIVERSITÀ DEGLI STUDI DI PADOVA)			
関係部局名:	総合文化研究科			
同時更新を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類:	全学覚書			
覚書名(英語):				
覚書名 (英語以外):	東京大学・パドヴァ大学間の学術交流に関する付属覚書 (2023-2028年) (PROTOCOLLO AGGIUNTIVO FRA L'UNIVERSITÀ DI TOKYO E L'UNIVERSITÀ DEGLI STUDI DI PADOVA ANNI ACCADEMICI 2023-2028)			
関係部局名:	総合文化研究科			
交流分野				
相互に関心ある分野				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流	○	その他		→()
単位互換				
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期)[学部生/大学院生]		

3.更新理由	
これまでの教員レベルでの交流を継続するため。 本大学間協定および付属覚書(全学覚書)は2023年1月6日に有効期限を迎えているが、パドヴァ大学からも更新の意向をうかがっている。	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
過去5年の教員交流の成果について述べると、新型コロナウイルス感染症の大きな影響が渡航を困難にしたため、人的な交流は著しく減少した。しかしながら、Zoomを利用したシンポジウムが企画されたため、パドヴァ大学の(旧)ロマンス文学科(現在の言語・文学研究科Dipartimento di Studi linguistici e letterari)が毎年7月中旬に開催している大会に参加することはできた。また、この研究科が学年中の毎週水曜日夕刻に行なっている報告会からも、さまざまな情報や動向を入手することができた。2015年には、日本学術振興会外国人研究者招聘助成金を利用して、フリオ・ブルニョーロ(Furio Brugnolo)教授を招き、4月2日から同23日まで、主として人文社会系研究科において一連の講義・ゼミを行なってもらったが、その教え子でロマンス文学言語学を専門とするフランチェスカ・ガンビーノ(Francesca Gambino)助教授は、パドヴァ大学の資金を利用して東京大学を訪れるため、人文社会系研究科浦一章に受け入れを申し入れてきた(2022年)ため、快く応じた。場合によっては、日本学術振興会の助成金の利用も検討されている。加えて、学術刊行物や入手が困難な論文のコピーのやりとりが、各年度にわたり、頻繁に行なわれてきた。	
5. 更新後の交流計画	
今後も、日本学術振興会各種助成金等を利用して、パドヴァ大学の教員を招聘、一連の講義などの立案・実施を目指したい。また、大学院生がパドヴァ大学主催のシンポジウムに参加し、研究成果を報告し、情報の交換を行なえるよう、既存の交流枠を拡張してゆきたい。現在、学生らの関心はイタリア(あるいはヨーロッパ)の語学文学には向かわない情勢であるが、彼らの関心を引き起こすための効果的な教育が必要であろう。また、研究テーマがイタリア現地におけるフィールド・ワークを必須としているケースもあり、大学院生の交流を視野に含めてゆく必要性が感じられる。これまでの交流は文系を中心に行なわれてきたが、「パドヴァ大学の特色」で触れたように、自然科学(とりわけ農学)の分野での交流拡大の可能性は十分大きいと考えられる。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2023年8月まで 本部での精査完了 2023年9月21日 担当部局・関係部局内会議での承認 2023年9月 調印	
7.実施責任体制	
責 任 者 人文社会系研究科 教授 納富 信留 (人文社会系研究科長) (担当部局長): 幹事教職員: 人文社会系研究科 教授 浦一章 (欧米系文化研究専攻) 総合文化研究科 准教授 山崎彩 (言語情報科学専攻)	
8.相手側の対応組織	
責 任 者 学長 ダニエーラ・マペッリ(Daniela Mapelli)教授 (担当部局長): 幹事教職員: 国際交流部(Ufficio Relazioni Internazionali) Silvia Di Palma	
9.資金計画	
派遣に関しては、主として日本学術振興会科学研究助成金を利用し、受入については、パドヴァ大学公費もしくは日本学術振興会各種助成金を利用する。	
10.同一校(機関)との交流の有無	
☐ 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年) ☒ 無	
11.その他特記事項	
本全学協定の「付属覚書」(全学覚書)は研究交流を対象としている。今後、本全学協定にもとづき、授業料不徴収等や単位互換等を含む、具体的な学生交流が見込まれる場合は、新たな学生交流覚書を別途、締結する。	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	人文社会系研究科
部 署 名 :	学生支援チーム
担 当 者 名 :	泉真沙子、平野由紀
Email :	jin@l.u-tokyo.ac.jp



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

パドヴァ大学・東京大学間の学術交流に関する基本協定

ダニエーラ・マペッリ教授を総長とするパドヴァ大学（イタリア、1948年2月8日通り2番）と、藤井輝夫教授を総長とする東京大学（日本、東京都文京区本郷7丁目3番1号）は、学術交流に関するこの基本協定書に署名することに同意した。基本協定の内容は以下のとおり。

第1条：目的

この基本協定は、以下の1ないしは複数の活動を通じて学術交流を実現することを目的とする。

- ・学術研究活動
- ・相互に関心のある分野における教育活動
- ・研究者の交流
- ・修学のための学部生、大学院生の交流
- ・情報の交換や図書の相互利用、技術的に複雑な機器の使用に関するノウハウの共有、大学教育に付随する業務分野での活動（技師、事務員、司書の派遣など）
- ・学術会議や研究会への参加

第2条：実施

前条により定められた交流を実現するために行われる具体的な活動の内容（特殊なプロジェクト、作業計画等）は、両大学による協議により決定し、この基本協定に付随する覚書として文書化する。

2. 前項により決定された活動は、当事者が訪問国の従うべき法令を遵守し実施する。

第3条：差別の禁止

この基本協定によって想定される活動に参加を希望する者は、能力本位で選考するものとし、人種や出身国、出身民族、宗教、肌の色、年齢、性別、戸籍上の身分、身体的障害、性的嗜好を理由として差別されない。



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

第4条：点検と調整

合意された活動を点検し調整するために、両大学はそれぞれの責任者を定める。パドヴァ大学は対外関係部長を務める学長補佐を定め、東京大学は大学院人文社会系研究科長を定める。2人の責任者は、この基本協定の成果を定期的に検証するものとする。

第5条：知的所有権

この基本協定第1条に基づき行う共同プロジェクトにおいて、知的財産権にかかる研究成果が創出されると見込まれる場合、当事者は、当該共同プロジェクトの開始前にその知的財産権の取扱い条件について、それぞれの意見を誠実に述べて協議し、合意を文書化する。

第6条：争議の解決

この基本協定の解釈および適用に関して争議が発生した場合は、両大学は交渉により争議を解消すべく努めるものとする。問題解決のための双方の合意が達成できない場合、両大学は特別判定委員会の最終的な決定に服するものとする。特別判定委員会は3名から構成され、両大学がそれぞれ1名の委員を決める。決められた委員が、合意に基づき、議長の役を務める3人目の委員を定める。

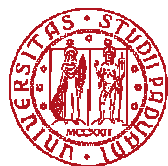
第7条：発効開始と有効期限

この基本協定は2023年1月7日から発効し、両大学のいずれかが破棄の通告をしないかぎり、その日より5年間効力を有するものとする。破棄は、相手側が通告を受けた日より6ヵ月後に実現する。ただし、この基本協定の枠組の中で着手された活動は、破棄が行なわれた場合も、影響を被ることなく、通常どおり貫徹されるものとする。

この基本協定は、イタリア語と日本語で2部ずつ作成し、そのいずれもが同じ効力を有する正文とする。両大学はそれぞれ、イタリア語と日本語の正文を1部ずつ保管する。

場所と日付

1222・2022
800
ANNI



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

パドヴァ大学総長

東京大学総長

ダニエーラ・マペッリ

藤井 輝夫

**ACCORDO DI COLLABORAZIONE ACCADEMICA (MEMORANDUM D'INTESA) FRA
L'UNIVERSITÀ DEGLI STUDI DI PADOVA E
L'UNIVERSITÀ DI TOKYO**

L'Università degli Studi di Padova, con sede in via VIII febbraio 1848, n. 2, Padova, Italia, rappresentata dalla sua Rettore Prof.ssa Daniela Mapelli e l'Università di Tokyo, con sede in Hongo 7-3-1, Bunkyo (Tokyo), Giappone, rappresentata dal suo Presidente Prof. Teruo Fujii, convengono di sottoscrivere il presente Accordo di Collaborazione Accademica (Memorandum d'intesa) avente il seguente contenuto:

Articolo I: Oggetto

L'Accordo (Memorandum) ha per oggetto la reciproca collaborazione accademica da realizzarsi mediante una o più delle seguenti attività:

- ricerche scientifiche e
- attività didattiche nell'ambito di discipline di comune interesse;
- mobilità di docenti e ricercatori;
- mobilità di studenti e di dottorandi per attività formative;
- scambio di informazioni e di risorse bibliografiche, condivisione di esperienze nell'uso di apparati tecnico-scientifici di particolare complessità, attività di estensione (extension) universitaria, compresa la mobilità di personale tecnico, amministrativo e bibliotecario funzionale a tali scopi;
- partecipazione a seminari e incontri accademici.

Articolo II: Esecuzione

Qualora l'esecuzione di quanto convenuto nell'articolo precedente richieda le concrete precisazioni degli scambi (progetti specifici, piani di lavoro, ecc.), le Parti si consultano e dichiarano quanto è deciso in appositi Protocolli collegati al presente Accordo (Memorandum).

2. Per la realizzazione degli scambi precisati al punto precedente, chi ci partecipa si comporta rispettando la legge e la norma del paese ospitante.

Articolo III: divieto di discriminazione

I partecipanti alle attività previste dal presente Accordo (Memorandum) saranno scelti sulla base del merito, senza discriminazioni per motivi di razza, origine nazionale o etnica, religione, colore, età, sesso, stato civile, disabilità fisiche, od orientamento sessuale.

Articolo IV: Coordinamento e monitoraggio

Al fine di coordinare e monitorare le attività concordate, ciascuna Università designerà un proprio responsabile. Per l'Università di Padova è designato il Prorettore alle Relazioni internazionali, per l'University di Tokyo è designato il Preside del Graduate School of Humanities and Sociology. I due responsabili effettueranno periodicamente una verifica dei risultati del presente Accordo (Memorandum).

Articolo V: Proprietà intellettuale

Quando si prevedono i diritti di proprietà intellettuale derivanti da lavori realizzati nel quadro dell'articolo 1 del presente Accordo (Memorandum), le Parti ne negoziano l'appartenenza, prima

dell'esecuzione del lavoro, esprimendo sinceramente le proprie idee; e mettono in chiaro per iscritto quanto è convenuto.

Articolo VI: Risoluzione delle controversie

Le Parti si adopereranno per dirimere le controversie relative all'interpretazione o all'applicazione del presente Accordo (Memorandum) mediante negoziato. Qualora non sia possibile la soluzione concordata di tali questioni, esse saranno sottoposte alla decisione inappellabile di una Commissione arbitrale ad hoc composta da tre membri. Ciascuna Parte designerà uno dei membri. I membri designati nomineranno di comune accordo il terzo componente con funzioni di presidente.

Articolo VII: Entrata in vigore e durata

Il presente Accordo (Memorandum) entrerà in vigore a partire dal 7 gennaio 2023 e avrà una durata di cinque anni a partire da tale data, salvo denuncia di una delle Parti. La denuncia avrà effetto tre mesi dopo la data della notifica all'altra Parte. Tuttavia, le attività intraprese nel quadro dell'Accordo (Memorandum) non saranno pregiudicate dalla denuncia sopravvenuta e potranno essere regolarmente portate a compimento.

Il presente Accordo viene redatto in duplice testo originale, rispettivamente in lingua italiana e in lingua giapponese, entrambe facenti ugualmente fede. Ciascuna Parte è depositaria di un esemplare in italiano e in giapponese.

Luogo e data:

Prof.ssa Daniela Mapelli

Prof. Teruo Fujii

Rettrice dell'Università degli Studi di Padova

Presidente dell'Università di Tokyo



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

パドヴァ大学・東京大学間の学術交流に関する付属覚書 (2023-2028 年)

2023 年 1 月 7 日より発効した学術交流に関する基本協定書に基づき、パドヴァ大学（イタリア）と東京大学（日本）は、教員および職員（技師、事務員）の相互交流を実施するために以下のとおり覚書を締結する。

第 1 条：交流

この付属覚書が効力を有する各々の年度に、両大学はそれぞれ、基本協定書の第 4 条に定める責任者（以下「責任者」という）を通じて、相手側からの最大 3 名の来訪者を受け入れるものとする。滞在の最長期間は、各来訪者ごとに、原則、2 ヶ月とする。

派遣側大学が自分の側の交流参加者を選び、受け入れ側大学から了解を得なければならないものとする。訪問の期間および開始日は、両大学の合意によって定められる。

交流参加者の氏名、研究計画（学術活動）、到着日は、郵便、電子メールあるいはファックスにより、訪問開始日の最低 2 ヶ月前に責任者へ通知するものとし、受け入れ側大学は通知を受けてから 1 ヶ月以内に訪問者を受け入れる用意があるかを伝達するものとする。

伝達の遅れあるいは派遣側大学に帰されるべき不手際から不利益が生じた場合、受け入れ側大学に責任はないものとする。

第 2 条：予算措置

両大学の責任者は、訪問者の出費は派遣側大学が負担することに合意する。万が一、訪問者が派遣側大学の資金を利用できない場合に、自費にて研究計画（学術活動）の実行を望むならば、受け入れ側大学は訪問者の意思を尊重し、やはり計画の実現のために協力する。

第 3 条：効力と有効期限

この付属覚書は、これと関連づけられた学術交流に関する基本協定書の規定と矛盾してはならない。

この付属覚書は、2023 年 1 月 7 日から発効し、両大学のいずれかが破棄の通告をしないかぎり、その日より 5 年間効力を有するものとするが、いかなる場合にも、その有効期間は学術交流に関する基本協定の失効日を超えることはない。

1222・2022
800
ANNI



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

破棄が行なわれる場合は、相手側が通告を受けた日より 3 ヶ月後に実現するものとする。ただし、この覚書の枠組の中で着手された活動は、破棄が行なわれた場合も、影響を被ることなく、通常どおり貫徹されるものとする。

この付属覚書は、イタリア語と日本語で 2 部ずつ作成され、そのいずれも同じ効力を有する正本とする。両大学はそれぞれ、イタリア語と日本語の正本を 1 部ずつ保管する。

場所と日付

パドヴァ大学総長

東京大学総長

ダニエーラ・マペッリ

藤井 輝夫

**PROTOCOLLO AGGIUNTIVO FRA
L'UNIVERSITÀ DEGLI STUDI DI PADOVA
E L'UNIVERSITÀ DI TOKYO
ANNI ACCADEMICI 2023- 2028**

Sulla base dell'Accordo di collaborazione accademica (Memorandum d'intesa) entrato in vigore a partire da 7 gennaio 2023, l'Università degli Studi di Padova (Italia) e l'Università di Tokyo (Giappone), concordano di scambiarsi il seguente protocollo aggiuntivo.

Articolo I Mobilità

Per ciascuno degli anni accademici di validità del presente Protocollo aggiuntivo le Parti (rappresentate dai responsabili definiti all'articolo IV dell'Accordo di collaborazione accademica [Memorandum d'intesa]) concordano lo scambio di un numero massimo di nr. 3 docenti provenienti da ciascuna delle due Istituzioni; in linea di massima, la durata massima del soggiorno per ciascun ospite è stabilita in nr. 2 mesi.

L'Università inviante selezionerà i propri partecipanti allo scambio, che dovranno ricevere l'approvazione dell'Università ospitante; la durata e la data di inizio della visita saranno concordate fra le Parti.

I nominativi dei partecipanti, il piano di studio/attività accademica e la data di arrivo dovranno essere trasmessi al detto responsabile dell'Università ospitante per posta, e-mail o fax almeno due mesi prima della data di inizio della visita; l'Università ospitante dovrà comunicare la disponibilità a ricevere gli ospiti selezionati entro un mese dal ricevimento delle informazioni.

L'Università ospitante non sarà ritenuta responsabile delle conseguenze sfavorevoli derivanti dal ritardo nella comunicazione o da altri disguidi imputabili all'Università di origine.

Articolo II Finanziamento

I summenzionati responsabili delle Parti concordano che le spese di viaggio, vitto e alloggio saranno a carico dell'Università inviante. Se gli ospiti desiderano eseguire il piano di studio/attività accademica a proprie spese qualora non sia possibile usufruire delle risorse finanziarie dell'Università inviante, l'Università ospitante rispetta l'intenzione degli ospiti e coopera ugualmente alla realizzazione del piano.

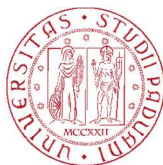
Articolo III Validità e durata

Il presente Protocollo aggiuntivo, che dovrà essere coerente con le disposizioni dell'Accordo (Memorandum) al quale inerisce, entrerà in vigore risalendo al 7 gennaio 2023 e avrà una durata di 5 anni a partire da tale data, salvo denuncia di una delle Parti; esso comunque non potrà valere oltre la data di scadenza dell'Accordo (Memorandum) al quale è aggiunto.

L'eventuale denuncia avrà effetto tre mesi dopo la data della notifica all'altra Parte. Tuttavia, le attività intraprese nel quadro del presente Protocollo non saranno pregiudicate dalla denuncia sopravvenuta e potranno essere regolarmente portate a compimento.

Il presente Protocollo aggiuntivo è redatto in duplice testo originale, rispettivamente in lingua italiana e in lingua giapponese, entrambe facenti ugualmente fede. Ciascuna Parte è depositaria di un esemplare in italiano e in giapponese.

1222·2022
800
ANNI



UNIVERSITÀ
DEGLI STUDI
DI PADOVA



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

Luogo e data:

Luogo e data:

Prof.ssa Daniela Mapelli

Prof. Teruo Fujii

Rettrice dell'Università degli Studi di Padova

Presidente dell'Università di Tokyo

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/9/21
担 当 部 局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	華東師範大学思勉人文高等研究院		
	英語	Si-mian Institute for Advanced Studies of Humanities, East China Normal University		
	当該国語 ※任意	华东师范大学思勉人文高等研究院		
地域／国名	アジア	中国		
設立年	1951	年設立		
設置形態	国立			
URL	https://si-mian.ecnu.edu.cn/si-mianenglish/			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数：19、学生数：約35,000人、教職員数：約4,400人 研究院には付属研究センターが8あるほか、13名の専属教員がおり、大学院教育を行っている。			
相手国内における大学(機関)としての評価	中国における国際的トップ大学建設のための「985プロジェクト」対象大学に選出されている。			
その他 (特色等があれば記入)	中国で最も経済的に発展した上海という地域の特性を活かし、海外との研究・教育交流がたいへん盛んに行われている。			
2.協定の内容				
今回更新を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類：	部局協定			
協定名(英語)：	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND SI-MIAN INSTITUTE FOR ADVANCED STUDIES OF HUMANITIES, EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY			
協定名 (英語以外)：				
関係部局名：				
同時更新を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類：	部局覚書			
覚書名(英語)：	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND SI-MIAN INSTITUTE FOR ADVANCED STUDIES OF HUMANITIES, EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY			
覚書名 (英語以外)：				
関係部局名：				
交流分野				
人文学全般、特に、東アジア研究、比較研究、批評理論、哲学				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流		その他		
単位互換	○	→()		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収	○	→人数(年)： 2 人(学期[大学院生]		

3.更新理由	
同大学との交流は、ニューヨーク大学、北京大学との交流も併せて、駒場を中心とする間アジア的人文学ネットワークの一貫に位置づけられる。またニューヨーク大学が中心となる国際批評理論研究センター(International Center for Critical Theory)という国際コンソーシアムのメンバー校としても本部局と華東師範大学は活発な協力関係にある。以上のことから協定を更新したい。	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
新型コロナウイルス感染症の流行にもかかわらず今期も活発な学生交換が行われた。 (派遣) 2名 (受入れ) 5名 また、2019年からは東アジア藝文書院の主催により、オンラインによる学術講演が3回、ワークショップが2回行われている。	
5. 更新後の交流計画	
研究レベルでは、今後も相互にシンポジウムやワークショップを継続していく。学生交流レベルでは、間アジア人文学セミナーを軸にしながら、交換留学生と駒場の学生との相互学習・相互研究をより緊密に行っていく。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2023年9月上旬 国際交流・留学生委員会附議 2023年9月21日 総務委員会附議	
7.実施責任体制	
責 任 者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 石井 剛 (総合文化研究科・教授) 梶谷 真司 (総合文化研究科・教授) 王 欽 (総合文化研究科・准教授)	
8.相手側の対応組織	
責 任 者 袁筱一 (華東師範大学思勉人文高等研究院院長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 羅崗 (華東師範大学思勉人文高等研究院兼中文系・教授)	
9.資金計画	
中国国家留学基金管理委员会奨学金等を利用	
10.同一校(機関)との交流の有無	
☒ 有 協定の種類: 全学協定 担当部局: 教育学研究科 締結年月: 2015年9月 (最終更新年: 2020 年) ☐ 無	
11.その他特記事項	
本件担当部局事務 部 局 名 : 総合文化研究科 部 署 名 : 国際研究協力室 担 当 者 名 : 松井 恵子 Email : irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp	

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
SI-MIAN INSTITUTE FOR ADVANCED STUDIES OF HUMANITIES,
EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY**

The Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Si-mian Institute for Advanced Studies of Humanities, East China Normal University (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to extend the Agreement with the following amendment.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Accordingly, the parties hereby extend the Agreement of June 19, 2013 for a period of five years from June 19, 2023.

The University of Tokyo

East China Normal University

Prof. Dr. MAFUNE Funitaka
Dean
Graduate School of Arts and Sciences

Prof. Dr. Yuan Xiaoyi
Dean
Si-mian Institute for Advanced Studies of
Humanities

Date:_____

Date:_____

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
SI-MIAN INSTITUTE FOR ADVANCED STUDIES OF HUMANITIES,
EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY**

The Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Si-mian Institute for Advanced Studies of Humanities, East China Normal University (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Memorandum on Student Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Memorandum”), agree to extend the Memorandum.

Accordingly, the parties hereby extend the Memorandum of June 19, 2013 for a period of five years from June 19, 2023.

The University of Tokyo

East China Normal University

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean
Graduate School of Arts and Sciences

Prof. Dr. Yuan Xiaoyi
Dean
Si-mian Institute for Advanced Studies of
Humanities

Date:_____

Date:_____

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/9/21
担 当 部 局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	ニューヨーク大学大学院総合文化研究科		
	英語	The Graduate School of Arts and Science, New York University		
	当該国語 ※任意			
地域／国名	北米	米国		
設立年	1831	年設立		
設置形態	私立			
URL	https://www.nyu.edu/			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数：14 学部生：29,401人 大学院生：29,743人 教員数：5,094人 総合文化研究科では約700人のフルタイムの教授陣が約5,000人の学生に対し127のプログラムを提供している。			
相手国内における大学(機関)としての評価	アメリカ合衆国でもトップクラスの評価がなされる総合大学であると同時に、積極的な世界展開を図っている点で、最も国際化された大学でもある。			
その他 (特色等があれば記入)				
2.協定の内容				
今回更新を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類：	部局協定			
協定名(英語)：	Cooperation Agreement on Academic Exchange between the Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Graduate School of Arts and Science, New York University			
協定名 (英語以外)：				
関係部局名：	なし			
同時更新を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類：	部局覚書			
覚書名(英語)：	Memorandum on Student Exchange between the Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Graduate School of Arts and Science, New York University			
覚書名 (英語以外)：				
関係部局名：	なし			
交流分野				
人文学全般(特に東アジア研究、比較研究、表象文化論)				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	→()
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流	○	その他		
単位互換	○			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収	○	→人数(年)：	5人(学期[大学院生]	

3.更新理由	
ニューヨーク大学は本部局において大学院生の交換協定を有するアメリカ合衆国で唯一の協定校であり、本協定並びに覚書の意義は大きい。過去においても新型コロナウイルス感染症流行期におけるオンライン受入れも含め、継続して受入れと派遣両方で実績を積んでいる。ニューヨーク大学は国際批評理論研究センター(International Center for Critical Theory)という国際コンソーシアムを形成し、北京大学(PKU)、オーストラリア国立大学(ANU)、華東師範大学、ならびに本部局との交流を継続しており、とりわけPKU、ANUとは毎年Winter Instituteを実施している。以上の通り活発な交流が行われているので協定を更新したい。	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
2018年6月の協定更新以降、新型コロナウイルス感染拡大のため人の移動が制限された時期があったため、今期の学生交換数は少なかったが、今後は再び活発になることが期待される。 (派遣)2018年度:1名; 2023年度:1名 (受入れ)2020年度:1名(オンライン)	
5. 更新後の交流計画	
今年度は上記Winter Instituteをボン大学のホストによりハンプルクで開催するが、本部局からも教員と院生がこれに参加する。来年度以降もWinter Instituteは各大学持ち回りで毎年開催予定である。また、パンデミックも収束傾向にあるため、交換留学も活発に継続されることとなる。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2023年9月5日 総合文化研究科国際交流・留学生委員会 附議 2023年9月21日 " 総務委員会 附議	
7.実施責任体制	
責 任 者 真船 文隆 (大学院総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 石井 剛 (大学院総合文化研究科・教授) 梶谷 真司 (大学院総合文化研究科・教授) 王 欽 (大学院総合文化研究科・准教授)	
4.相手側の対応組織(担当教員名等)	
責 任 者 Prof. Lynne Kiorpes, Dean, Graduate School of Arts and Science (担当部局長): 幹事教職員: Prof. Zhang Xudong, Dept. of East Asian Studies	
9.資金計画	
東アジア藝文書院に配分されている寄附金や補助金が主な資金源となる。	
10.同一校(機関)との交流の有無	
☐ 有 協定の種類: 担当部局: 締結年月: (最終更新年: 年) ☒ 無	
11.その他特記事項	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	松井 恵子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
COOPERATION AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCE,
NEW YORK UNIVERSITY**

The Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Graduate School of Arts and Science, New York University (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Cooperation Agreement on Academic Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to extend the Agreement with the following amendment.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Accordingly, the parties hereby extend the Agreement of March 25, 2008 for a period of five years from March 25, 2023.

The University of Tokyo

New York University

MAFUNE Fumitaka
Dean
Graduate School of Arts and Sciences

Lynne Kiorpes
University Professor and Dean
Graduate School of Arts and Science

Date:_____

Date:_____

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCE,
NEW YORK UNIVERSITY**

The Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Graduate School of Arts and Science, New York University (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Memorandum on Student Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Memorandum”), agree to extend the Memorandum. Accordingly, the parties hereby extend the Memorandum of June 24, 2008 for a period of five years from June 24, 2023.

The University of Tokyo

New York University

MAFUNE Fumitaka
Dean
The Graduate School of Arts and Sciences

Lynne Kiorpes
University Professor and Dean
The Graduate School of Arts and Science

Date:_____

Date:_____

<終結願い書（様式3）>

令和5年9月21日

国際戦略企画室長 殿

担当部局名 理学系研究科
職名・氏名 研究科長・大越 慎一

関係部局名 総合文化研究科
職名・氏名 研究科長・真船 文隆

国際交流協定の終結願い書

下記により、国際交流協定の終結につき、御審議くださるようお願いいたします。

記

締結機関名	ロチェスター工科大学
協定種別	全学協定
締結年月日	2014年12月5日
部局終結承認日	担当部局名 理学系研究科 令和5年9月13日 関係部局名 総合文化研究科 令和5年9月21日
終結願い理由	締結時の目的を達成し、協定延長の必要がなくなったため。

2023年度 東京大学教養学部
「国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム）」
協約書

東京大学教養学部とソウル大学言語教育院は、標記の研修について下記のとおり合意し、本協約書に双方が捺印の後、各1部ずつ保管する。

記

1. 研修の目的：韓国語および韓国文化の修得
2. 対象とする学生（以下「研修生」という）：10名（引率補助業務担当の大学院生1名を含む）
3. 研修期間・場所：2023年8月14日（月）～2023年9月1日（金）・ソウル大学校言語教育院
4. 研修費用：総額12,000,000ウォン（授業料1,200,000ウォン×10名）
5. 研修の内容：総授業時間数 60時間（韓国語授業52時間＋文化体験8時間）
 - （1）韓国語授業：総13回（1回4時間基準）
 - （2）文化体験：体験活動 2回（料理体験、印章体験）
見学 1回（国立中央博物館）
6. 研修費用の支払い：第4項に定めた金額を東京大学の学生が負担する。研修費用は研修開始の少なくとも10日前までに授業料をソウル大学校に納付する。万が一、ソウル大学校の事情により予定された研修の全部または一部を実施しなかった場合には、実施しなかった部分に相当する費用を東京大学に返還する。ただ、自然災害等のやむを得ない事情により、研修の全部または一部が実施されなかった場合、ソウル大学校と東京大学が別途協議し、定める。
7. TA制度：研修期間中、研修生の語学力向上と文化交流のために、また校外生活学習のサポートを行うために、ソウル大学校はTAを選抜する。TAに係る費用は東京大学の学生が負担する。
8. その他：研修期間中、研修生本人の過失、あるいは規則に違反したり、統制に従わなかったりして発生した事件・事故については、ソウル大学校と東京大学は責任を負わない。

9. 本協約書に定めていない事項につき協議が必要となる場合は、E-mailあるいは電話などで随時協議する。

10. 日本語による協約書を原本とする。

以 上

2023年8月14日

東京大学 教養学部
学部長 真船文隆

ソウル大学校 言語教育院
院長 張允熙

2023 년도 도쿄대학 교양학부

「국제연수(서울대학교 한국어 연수 서머프로그램)」

협약서

도쿄대학 교양학부와 서울대학교 언어교육원은 상기 연수에 관하여 다음과 같은 내용을 협약하며 날인 후, 각 1 부씩 보관한다.

1. 연수 목적: 한국어 습득 및 한국 문화 체험
2. 대상 학생(이하 ‘연수생’): 10 명(인솔 보조 업무 담당 대학원생 1 명 포함)
3. 연수 기간 및 장소: 2023 년 8 월 14 일(월) ~ 2023 년 9 월 1 일(금), 서울대학교 언어교육원
4. 연수 비용: 총 12,000,000 원(수업료 1,200,000 원 × 10 명)
5. 연수 내용: 총 수업 시수 60 시간(한국어 수업 52 시간 + 문화체험 8 시간)
(1) 한국어 수업: 총 13 회(1 회 4 시간 기준)
(2) 문화체험: 체험 활동 2 회(요리체험, 인장체험)
견학 1 회(국립중앙박물관)
6. 연수 비용 지불: 제 4 항에서 정한 금액을 도쿄대학의 학생이 부담한다. 연수 비용은 연수 개시 최소 10 일 전까지 서울대학교에 납부한다. 만일, 서울대학교의 사정으로 예정된 연수의 전부 또는 일부를 실시하지 않았을 경우에는 실시하지 않은 부분에 상당하는 비용을 도쿄대학에 반환한다. 단, 자연재해 등의 부득이한 사정으로 연수의 전부 또는 일부를 실시하지 않았을 경우에는 서울대학교와 도쿄대학이 별도 협의 후 정한다.
7. TA 제도: 연수 과정 중 연수생의 어학 능력 향상과 문화교류, 교외 학습 지원을 위해서 서울대학교는 TA 를 선발한다. TA 와 관련된 비용은 도쿄대학 학생이 부담한다.
8. 기타: 연수 기간 동안 연수생 본인의 과실, 혹은 규칙을 어기거나 통제를 따르지 않아 발생한 사건·사고의 경우, 서울대학교와 도쿄대학은 책임을 지지 않는다.
9. 본 협약서에서 논의하지 않은 사항에 대해서 협의가 필요할 경우, E-mail 혹은 전화 등으로 수시 협의한다.

10. 일본어로 된 협약서를 원본으로 한다.

2023 년 8 월 14 일

도쿄대학 교양학부
학부장 마후네 후미타카

서울대학교 언어교육원
원장 장윤희

東大研国発第 18 号
令和 5 年 8 月 2 日

各部局長 殿

理事・副学長（国際担当）・国際戦略企画室長
林 香里

レピュテーションリスクのある海外の機関との国際交流協定締結について

令和 5 年 7 月 25 日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議で御了承いただいたとおり、レピュテーションリスクのある海外の機関との国際交流協定締結については、今後別紙にお示ししたとおりの対応となりますので、貴部局内で周知いただくとともに、適切に御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【本件担当】

研究推進部国際研究推進課
飯塚、中野

intl-agrmt.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

レピュテーションリスクのある海外の機関との国際交流協定締結について

【論点】

・海外の機関と国際交流協定を締結する際に、当該機関の所在国・地域に基づく締結の可否基準は存在しない。現在は安全保障輸出管理の観点から、特に「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関に注意を払うにとどまる。

・特に近年、特定の国・地域との交流にあたり慎重な対応が必要と考えられる事例が存在する。例えば、サウジアラビアの事例では、記者殺害を契機に、MIT やハーバード大学など複数の大学で同国との関係の見直しについて議論がされている。特に MIT においては、国際担当の Associate Provost がサウジアラビアとの関係に関して、学長に同国との関係の見直しについてのレポートを提出している（※1）。ロシアの事例では、The European University Association (EUA) がウクライナへの軍事侵攻を支持した 14 大学の会員の地位を停止（※2）、またベルリン自由大学（※3）など複数の機関が、ロシアとの交流を停止している。

・たとえ内容が学術機関同士の友好協定である国際交流協定であっても、当該機関に明らかにその政府の影響等があり、外から見たときに、本学が当該国の問題を知りながら、友好関係を結んでいると解釈されるリスクが存在する。

【対応】

・全学協定の場合、新規締結、終結については役員会承認が必要である一方、更新については通常担当部局・関係部局の承認のみで更新が可能であるが、本学にとってリスクのある案件であると国際戦略企画室長が判断したものについては、新規締結、終結と同様に役員会承認事項とし、大学として対応を決定する。

・必要に応じ、レピュテーションリスクについて本部から情報提供を行う。

【レピュテーションリスクのある海外の機関】

サウジアラビア、ロシアなど、人権侵害（※4）等の問題について広く報道される国・地域の所在機関のうち、当該問題に関して支持を表明、もしくは当該問題への関与が疑われる人物・政府等の影響が強い機関が考えられる（※5）。

（※1）<https://news.mit.edu/2019/letter-regarding-mit-engagement-saudi-arabia-0206>

（※2）<https://www.eua.eu/news/842:eua-suspends-membership-of-12-russian-universities-following-statement-by-university-leaders.html>（会員の地位停止は当初 12 大学で、後に増えて 14 大学となった。）

（※3）https://www.fu-berlin.de/studium/international/studium_ausland/direkt/Programme-und-Ausschreibungen/da_russland-_momentan-ausgesetzt_/index.html（ほか、本学と全学協定のある機関では、CNRS、ANU、ダラム大学、ヴェルツブルク大学など。）

（※4）人権に関するレポートは英国政府（「Human rights priority countries: autumn 2021 ministerial statement」）、米国国務省（「2022 Country Reports on Human Rights Practices - United States Department of State」）、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（「WORLD REPORT 2021」）等が作成。

（※5）MIT は 2019 年に中国、ロシア、サウジアラビアとのプロジェクトを高リスクであるとし、厳格な評価プロセスを導入済み。<https://fnl.mit.edu/may-june-2020/on-the-risks-and-benefits-of-new-international-engagements/>

寄附金の受入について

2023年度

2023年9月21日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	53	教授	生命環境	佐藤 守俊	公益財団法人 山田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
	58	助教	生命環境	山元 孝佳	公益財団法人 山田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
						合 計	4,000,000	
						2023年度累計	67,370,204	

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
4. 東京大学とエル・コレヒオ・デ・メヒコとの間における学術交流協定の更新について（教B1号）
5. 東京大学と清華大学との間における戦略的パートナーシップに関する覚書の更新について（教B2号）
6. 東京大学と社会科学高等研究院との間における学術交流協定の更新について（教B3号）
7. 東京大学とパドヴァ大学との間における学術交流協定及び学術交流覚書の更新について（教B4号）
8. 東京大学大学院総合文化研究科と華東師範大学思勉人文高等研究院との間における学術交流協定及び学生交流覚書の更新について（教B5号）
9. 東京大学大学院総合文化研究科とニューヨーク大学大学院総合文化研究科との間の学術交流協定及び学生交流覚書の更新について（教B6号）
10. 東京大学とロチェスター工科大学との間における学術交流協定の終結について（教B7号）
11. 「国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム）」協約書について（教B8号）
12. レピュテーションリスクのある海外の機関との国際交流協定締結について（教B9号）

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（教B11号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
6. その他
 - ・ 標的型攻撃メール訓練の実施について
 - ・ ホームカミングデイについて
 - ・ 国際卓越研究大学の申請結果について
 - ・ 役職者の交代等について（総B5号）

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. ネーミングプランについて（経B2号）
3. 2024年度授業日程について（教B12号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とフランクフルト・ゲーテ大学総合言語文化研究学部との間における学生交流覚書の新規締結について（教B10号）

○ 教員人事の内容

教授 提案 1件

計1件

（参考）2023年9月7日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について（総A3号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について（総A4号）
4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総A5号）

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会 ・ 2023 年度教育支援経費配分について（経 B 1 号）

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三鷹国際学生宿舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会 ・ 令和 5 年度教養学部卒業生数(令和 5 年 8 月 3 1 日付)について（教 B 1 1 号）

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

・ 2023 年度防災訓練について

そ の 他

社 会 連 携 委 員 会

・ 2023 年度 A セメスター「高校生と大
学生のための金曜特別講座」 について

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2023年7月20日(木) 15:00~17:08
場 所 Zoom会議
出席者 243名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、7月6日、7月20日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、6月20日、7月4日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料(総B2号)に基づき報告があった。

4. 教室一時貸付料金の改定について

増田建副研究科長から、資料(経B1号)に基づき報告があった。

5. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

6. 各委員会報告

- ・柳原大教務委員会副委員長から、2023年度Sセメスター(S2ターム)追試験の実施について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・柳原大教務委員会副委員長から、Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について、報告があった。

7. その他

- ・研究科長から、第10期運営諮問会議について説明があった。
- ・研究科長から、図書館II期棟のPFI事業について説明があった。
- ・研究科長から、researchmapの更新について説明があった。
- ・晝間敬研究科長補佐から、2023年夏駒場Iキャンパス節電の状況およびお願いについて説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。
- ・武田将明教授から、東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンターによる研究助成公募について説明があった。

広域システム科学系池田啓准教授から、7月16日付着任の挨拶があった。

○ 審議事項

1. 研究インテグリティ・研究倫理教育の取り扱いについて(案)

増田建副研究科長から、資料(研B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学教養学部規則の一部を改正する規則(案)について

中澤公孝後期運営委員会委員長から、資料(教B2号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

講	師	提	案	2 件
准	教 授	提	案	1 件
		報	告	7 件
教	授	提	案	1 件
		報	告	5 件

計 1 6 件

以上

令和5年09月19日（火）15:00～

議題及び資料

01	学内外情勢	総長
	(資料1) 学内外情勢	
02	東京大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規則の一部改正 * 審議	大久保理事
	(資料2) 東京大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規則の一部を改正する規則(案)	
03	ティーチング・アシスタント(TA)に対する謝金単価表の一部改正 * 審議	太田理事
	(資料3) ティーチング・アシスタント(TA)に対する謝金単価表(案)	
04	産学協創をコーディネートする人材像 * 報告	渡部執行役
	(資料4) 産学協創をコーディネートする人材像について	
05	令和4年度の部局における研究倫理教育等及び不正防止等に関する取組状況 * 報告	藤垣理事
	(資料5) 「令和4年度の部局における研究倫理教育等及び不正防止等に関する取組状況」について	
06	障害者の雇用状況 * 報告	角田理事
	(資料6) 障害者の雇用状況について(2023年6月1日現在)	
07	令和5年度ストレスチェック制度の実施 * 報告	齊藤理事
	(資料7) 令和5年度ストレスチェック制度の実施について(学内教職員限り)	
08	標的型攻撃メール訓練の実施に向けたご協力(依頼) * 報告	角田理事
	(資料8) 標的型攻撃メール訓練の実施に向けたご協力について(依頼)(学内限り)	
09	2023年度第1回情報セキュリティセミナー開催報告 * 報告	角田理事
	(資料9) 2023年度第1回情報セキュリティセミナー開催報告(学内限り)	
10	東京大学公開講座 * 報告	津田理事
	(資料10) 第136回(2023年春季)東京大学公開講座実施報告	
11	高校生のための東京大学オープンキャンパス2023実施報告等 * 報告	津田理事
	(資料11) 「高校生のためのオープンキャンパス2023」(オンライン)実施報告	
12	吉本興業ホールディングス株式会社との連携事業 * 報告	津田理事
	(資料12) BSよしもと特別番組「東大吉本対話 vol.2 ～教育と笑い～」	
13	その他 (1) URA勉強会 研究DXシリーズvol.1	齊藤理事
	(資料13) URA勉強会 研究DXシリーズvol.1	
	(2) デジタルオブザーバトリ研究推進機構 第1回フォーラムの開催	齊藤理事
	(資料14) デジタルオブザーバトリ研究推進機構フォーラム	

2023年度教育支援経費配分表

(単位:円)

No	学科・部会等名	要 求 事 項 名	配分額
1	生物部会	超遠心機・ドラフト・プレートリーダーの修理費用	745,085
2	身体運動部会	身体運動・健康科学実習における授業用教材の更新	439,061
3	学際科学科	(A)情報工学実験及びシステム計測実験:3年次学生実験のための機器の整備、(B)地球圏システム科学実験及び生物圏システム科学実験:3年次学生実験用装置の修理	1,400,000
4	化学部会	電気着火式ブンゼンバーナーの導入	1,436,820
5	物理部会	基礎物理学実験のための機器の整備	1,540,000
6	国際環境学教育機構	学生実習の遂行および強化に必要な備品・装置等	394,685
7	宇宙地球部会	16号館屋上望遠鏡ドームの転落防止柵のかさ上げ工事	288,200
8	心理教育部会	マークシート読み取り機購入費用	594,880
9	PEAK前期部会	日本語WEBシステム構築 一式	1,400,000
10	オルガン委員会	900番教室設置のパイプオルガンの修復工事(オーバーホール)	1,400,000
11	歴史学部会	部会所蔵資料の保存・閲覧のための環境整備	90,000
12	国文・漢文学部会	国文・漢文学部会図書室への空気清浄機・除湿器・サーキュレーターの設定	271,269
合計			10,000,000

令和 5 年度教養学部卒業生数
(令和 5 年 8 月 31 日付)

総数 28	
学科・コース名	卒業生数
教養学科	17
国際日本研究コース	17
学際科学科	11
国際環境学コース	11

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 協賛（ネーミングプラン）募集要項

1. 趣旨

東京大学では、教養教育（リベラルアーツ教育）を学部教育の基礎として重視しています。流動化する社会において、知的基盤としての教養教育に対する社会的要請は強まっており、総合文化研究科・教養学部を有する駒場キャンパスにおける教養教育の実践は、その重要性を高めています。

今般、こうした特性を持つ駒場キャンパスのより一層の教育研究環境の整備を目的として、総合文化研究科・教養学部における教育・研究に賛同する民間企業等との連携機会を拡大し、キャンパスの整備を効果的に行うため、本趣旨に賛同していただける法人を募集します。

2. 協賛事業の名称

大学院総合文化研究科・教養学部 ネーミングプラン

3. 協賛の概要

協賛金

4. 協賛種別

ネーミングプラン

施設及びスペースに法人等名、商標名、ロゴ、シンボルマークなどの愛称（以下「愛称等」という。）を設定するプラン

対象施設：東京大学駒場キャンパス

21KOMCEE EAST 教室 K211, K212, K213, K214

21KOMCEE EAST 生命科学実験室 1～3

第二体育館アリーナ

情報教育棟 大演習室 1、大演習室 2、大演習室 3

5 号館講義室 523, 524, 525, 531, 532, 533

（施設概要は 18. を参照）

期間：5 年

5. 募集期間

2023 年 月 日 ～ 2023 年 月 日

6. 応募資格

大学院総合文化研究科・教養学部の教育研究の趣旨に賛同する法人等。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

7. 運用上の権利と義務

協賛者には、次の各号に掲げる権利と義務が生じます。

なお、以下の権利と義務については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 協賛者は、対象施設内に愛称等の看板を設置することができます。ただし、本学と事前協議することが必要です。
- ② 協賛者は、建物内の名称表示サインに愛称等を掲示できます。ただし、大学院総合文化研究科・教養学部と事前協議することが必要です。
- ③ 協賛者は、協賛者が管理するリクルート関連・採用情報等ウェブページ上で協賛者であることを事前協議の上 PR できます。
- ④ 本学は、学内文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称等を使用し、当該愛称等の定着に努めるものとします。但し、5号館における入学試験及びシラバスについては、教室名のみ掲載とします。

8. 愛称等の付与

- ① 愛称等は、本学の理念及びビジョン並びに対象となる施設等にふさわしいものとします。
- ② 次のいずれかに該当するものは、愛称等に用いることができません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆の不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・個人情報に係るもの
 - ・その他、本学が愛称等として設定することが適当でないと認めたもの
- ③ 愛称等は、12. 選定方法により本学が設置する選定委員会で審査し、不適当となった場合ご希望の愛称等の変更を求める場合があります。
- ④ 混乱を避けるため、協定期間中の愛称等の変更はできません。
- ⑤ 本学は、愛称等の定着に努め、対象施設を使用するシンポジウム等のポスターやリーフレットに、愛称等を記載します。

9. 愛称等の表示、費用負担

- ① 愛称等の看板等の設置費用及び原状回復費用は、協賛金とは別に、協賛者の負担とします。
- ② 協定期間開始日までに看板等の設置が完了していない場合であっても、協定期間及び協賛金に変更はありません。
- ③ 設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任は、協賛者が負います。

10. 現場説明

現場説明を希望する場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

11. 提出書類

- ① 協賛（ネーミングプラン）申込書（別紙様式）
- ② 会社概要
- ③ 直近3年間の決算報告書
- ④ 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

12. 選定方法

次の選定項目をもとに、本学が設置する選定委員会において総合的に判断し、候補者を選定します。なお、いずれの応募についても不適当とする場合があります。

選定項目	要件、基準等
資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故又は不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。

応募の趣旨	・ 大学院総合文化研究科・教養学部 of 教育研究の趣旨にどのように賛同しているか
愛称等	・ 学生及び教職員に受け入れられるか。 ・ 施設のイメージを損なうおそれがないか。

1 3. 選定結果の通知、公表選定結果は、すべての応募者に通知します。

また、決定した愛称等、協賛者、協賛金額、協定期間等を公表する場合があります。

1 4. 協定の締結

協賛者決定後、本学と協賛者との間でネーミングプランに関する協定を締結します。なお、協賛者は、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。

1 5. 協賛金納入時期

本学より請求書を送付します。協賛者は、毎年度5月末までに1年度分を一括して納入してください。ただし、初年度分については、協議の上、決定します。

1 6. 協賛の解除

協賛者が応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれるおそれがあるとき、又は7. にある義務の不履行が認められるときは、協定を解除する場合があります。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用は協賛者の負担とし、支払い済みの協賛金は返還しません。

1 7. 申込書の提出期日、提出先及び問合せ先

2023 年 11 月 30 日 17 時（必着）国立大学法人東京大学基金事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

Tel：03-5841-1217（9:00～12:00、13:00～17:00 土日祝除く）※

Fax：03-5841-1219

E-mail：kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※東京大学では職員の在宅勤務を進めております。そのため、お問い合わせの際は、E-mail にてご連絡くださいますようお願いいたします。

1 8. 施設概要（詳細については別表参照）

東京大学駒場キャンパス 21KOMCEE EAST 教室 K211, K212, K213, K214

・施設概要：21KOMCEE EAST は駒場キャンパスにおいて二番目に新しい建物であり、キャンパスのメインストリートである象徴的な銀杏並木に面しています。建物の2階にある K211, K212, K213, K214 は、通常の前期課程授業が行われています。

東京大学駒場キャンパス 21KOMCEE EAST 生命科学実験室 1, 2, 3

・施設概要：21KOMCEE EAST は駒場キャンパスににおいて二番目に新しい建物であり、キャンパスのメインストリートである象徴的な銀杏並木に面しています。建物の3階にある生命科学実験室1, 2, 3では、理科二類、理科三類の2年生の基礎科目（必修授業）、ならびに理科一類生および文科生の選択科目である基礎生命科学実験がSセメスターに開講されています。またAセメスターにはPEAKの実験やその他の実験科目も開講されています。

東京大学駒場キャンパス 第二体育館アリーナ

・施設概要：第二体育館は駒場キャンパスにおいて最も新しい建物です。アリーナでは全ての学生を対象とした基礎科目である身体運動・健康科学実習が開講されています。また、授業外の時間は課外活動にも利用されており、休日には大会なども開催されています。

東京大学駒場キャンパス情報教育棟大演習室 1, 2, 3

・施設概要：情報教育棟は駒場キャンパスにおける情報教育を担う建物です。全ての演習室では1人あたり1台のパーソナルコンピューターが設置されており、全ての学生を対象とした基礎科目である情報の授業が開講されています。また、授業外の時間は学生の自習活動にも利用されています。

東京大学駒場キャンパス 5号館講義室

・施設概要：5号館は駒場キャンパスにおいて最も使用頻度の高い教室建物です。教室の廊下側は壁ではなく磨りガラスとなっており、開放的な雰囲気を持つ教室となっています。殆どの曜限で文系・理系を問わず様々な授業が開講されており、多くの学生が授業を履修しています。

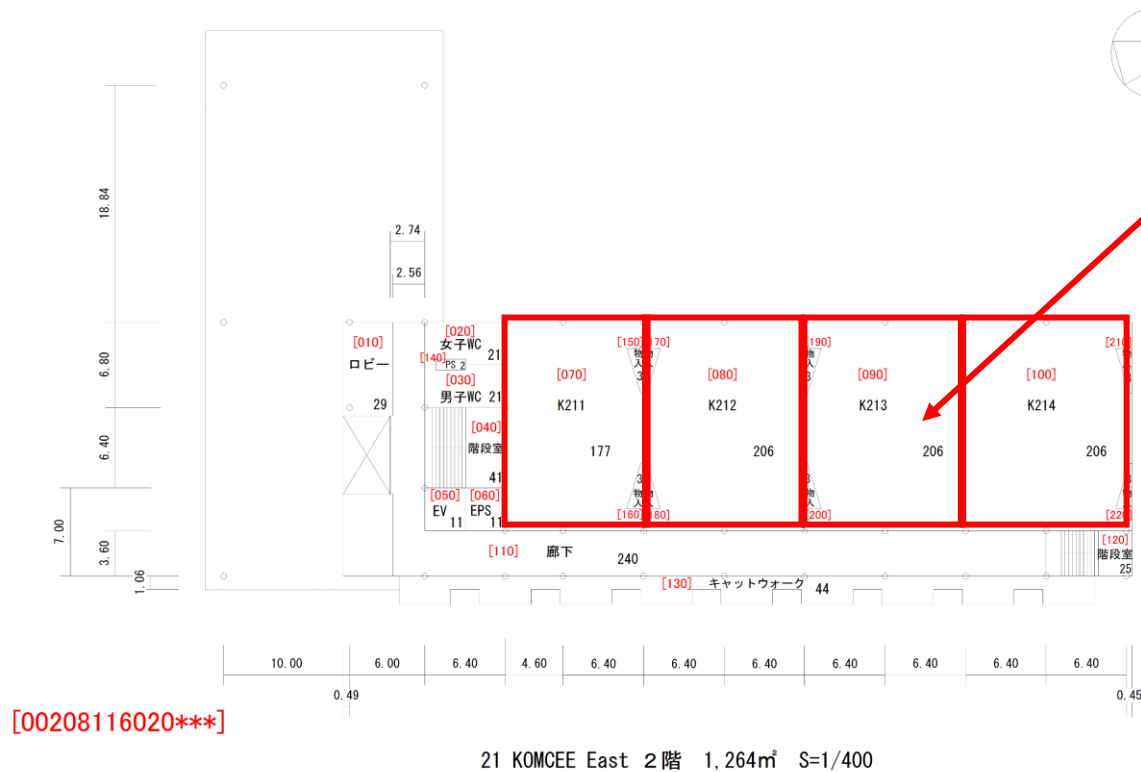
学内施設ネーミングプラン案

1. 21KOMCEE EAST 教室
2. 21KOMCEE EAST 実験室
3. 第二体育館
4. 情報教育棟
5. 5号館 教室





1 21KOMCEE EAST 講義室(K211～214)



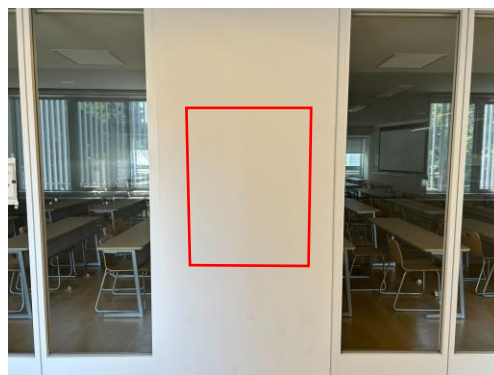
1 21KOMCEE EAST 講義室



3 サイン設置場所(出入口／講義室側壁面)例:K212

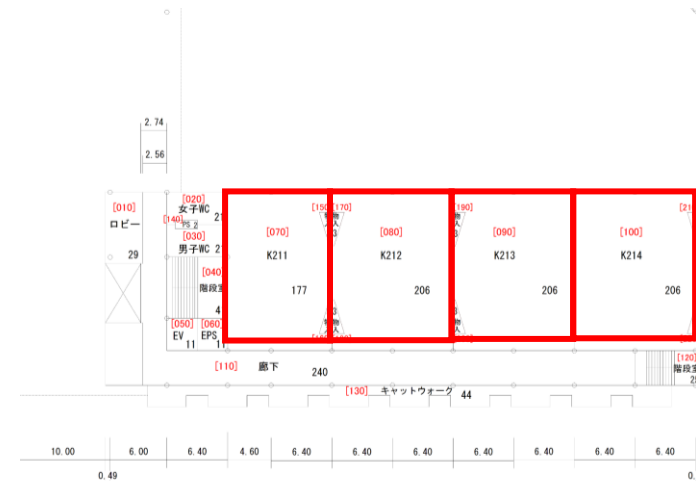


出入口：室名サイネージ



講義室側壁面：インフォメーションボード

2 配置図

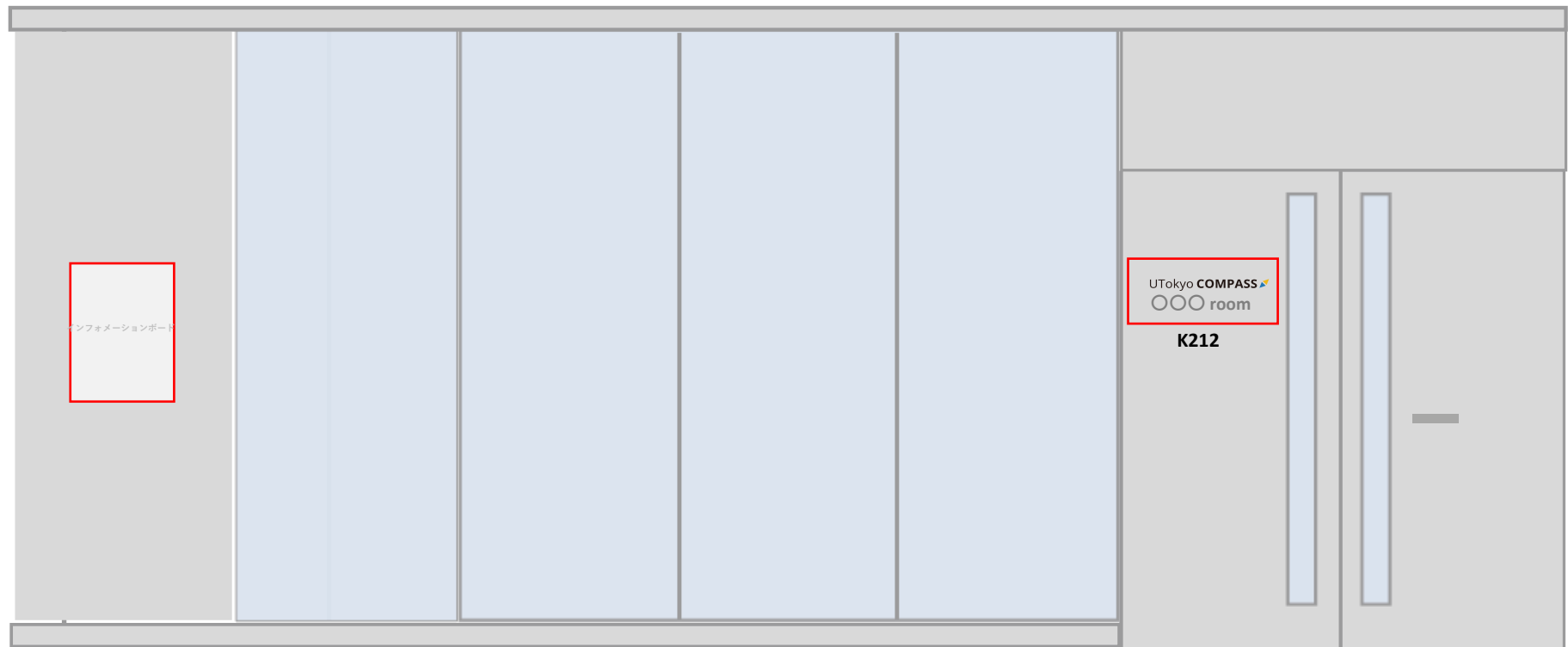


21 KOMCEE East 2階 1,264㎡ S=1/400

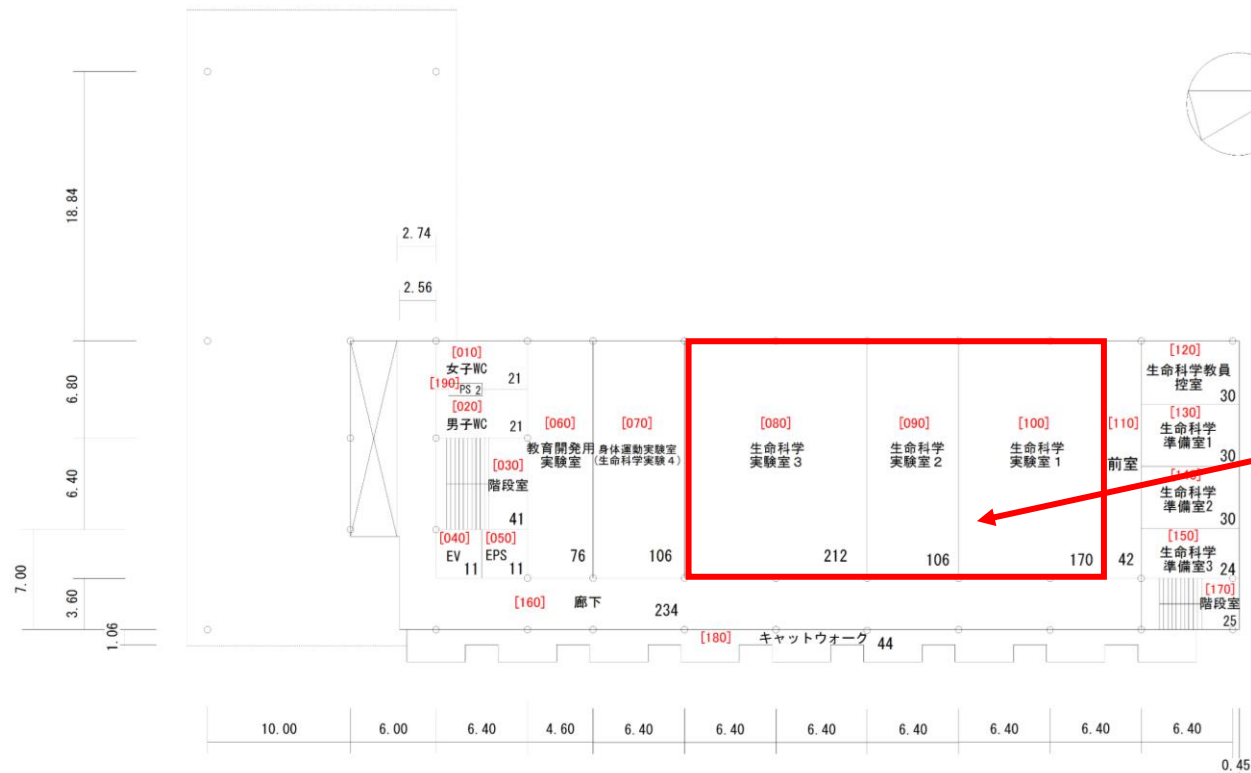
4 仕様

- | | | | |
|--------|---------------|---------|---|
| ■登録番号 | — | ■建物構造 | — |
| ■大学名 | 東京大学 | ■面積 | — |
| ■キャンパス | 駒場 | ■定員 | — |
| ■施設名称 | 21KOMCEE EAST | ■年間利用者数 | — |
| ■施設・空間 | — | ■主な利用学部 | — |
| | | ■備考 | — |

室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ(K212)



1 21KOMCEE EAST 生命科学実験室 1 ～ 3



[00208116030***]

21 KOMCEE East 3階 1,236m² S=1/400

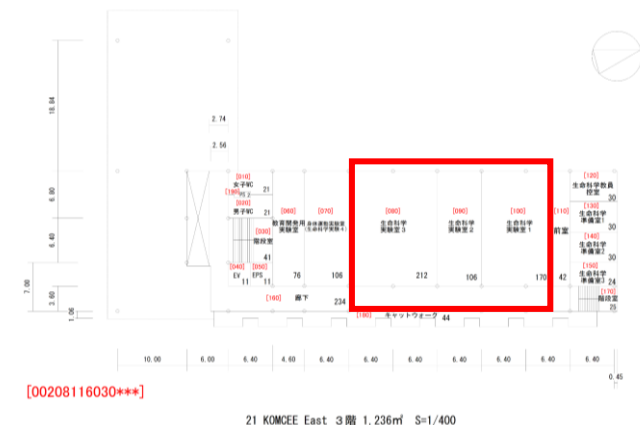
生命科学実験室 1 ～ 3



1 21KOMCEE EAST 生命科学実験室 1～3



2 配置図



3 サイン設置場所(出入口)



室名サイネージ

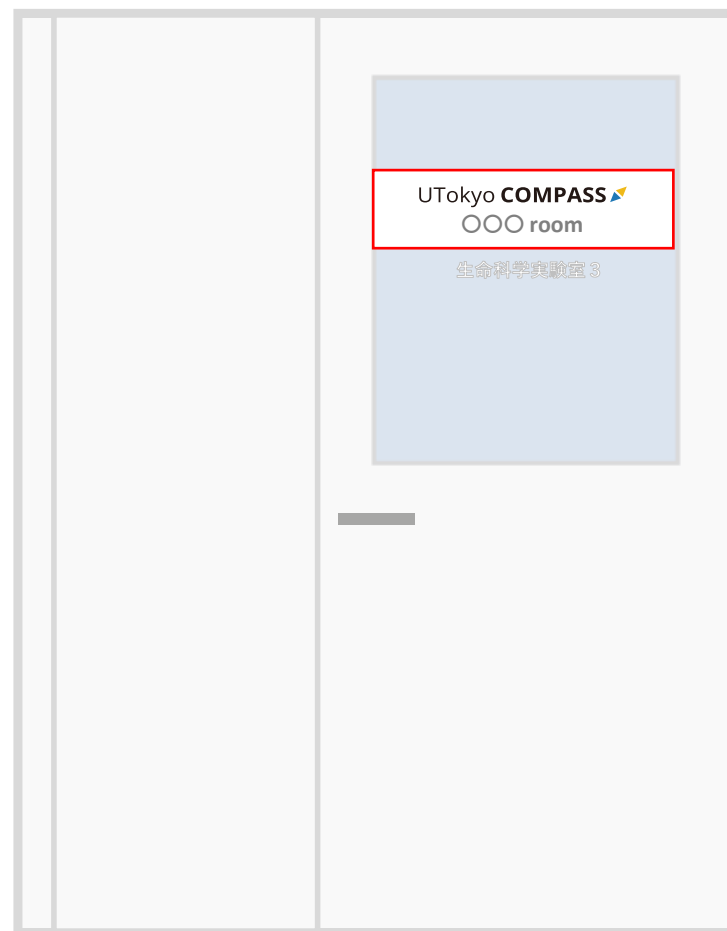


インフォメーションボード

4 仕様

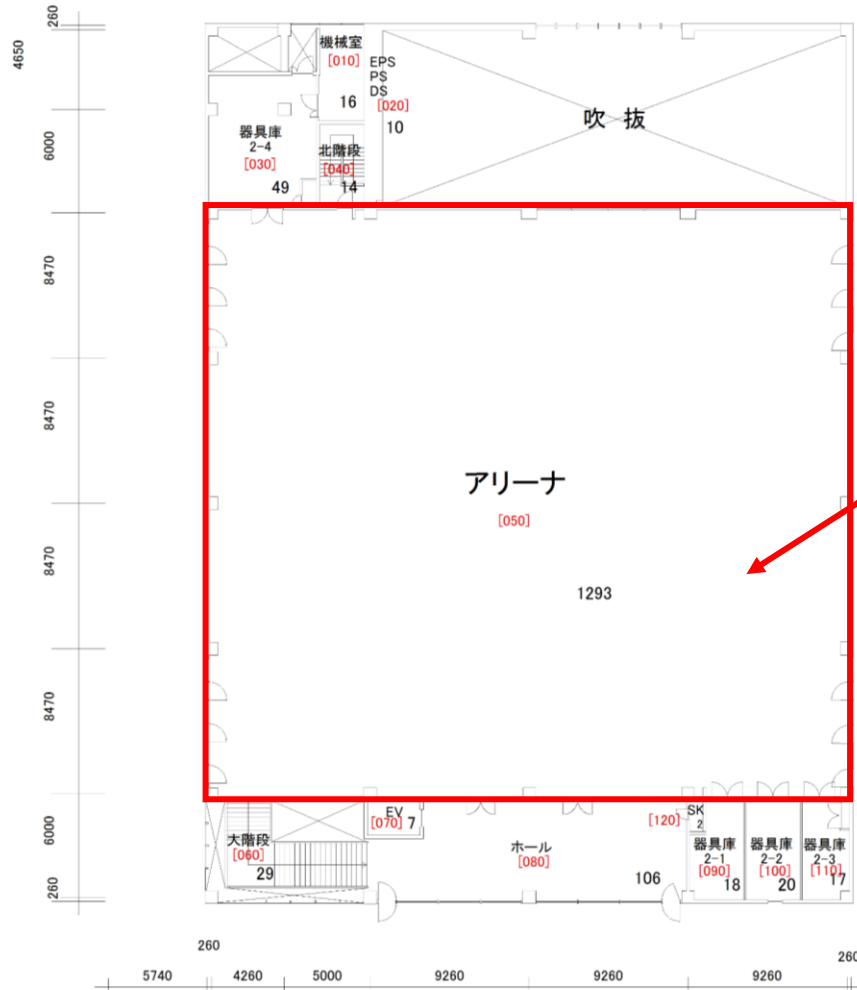
- | | | | |
|--------|---------------|---------|---|
| ■登録番号 | — | ■建物構造 | — |
| ■大学名 | 東京大学 | ■面積 | — |
| ■キャンパス | 駒場 | ■定員 | — |
| ■施設名称 | 21KOMCEE EAST | ■年間利用者数 | — |
| ■施設・空間 | — | ■主な利用学部 | — |
| | | ■備考 | — |

室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ（生命科学実験室）



※室名サイネージ参考イメージ

1 第二体育館 アリーナ



(138) 第二体育館 2階平面図
1,581㎡ S=1/400

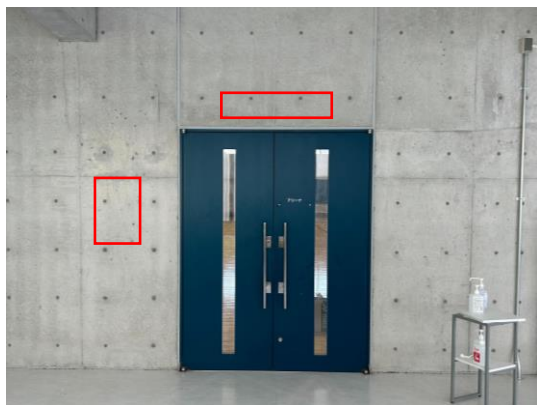
第二体育館(2F)アリーナ



1 第二体育館 アリーナ



3 サイン設置場所(出入口／アリーナ内)

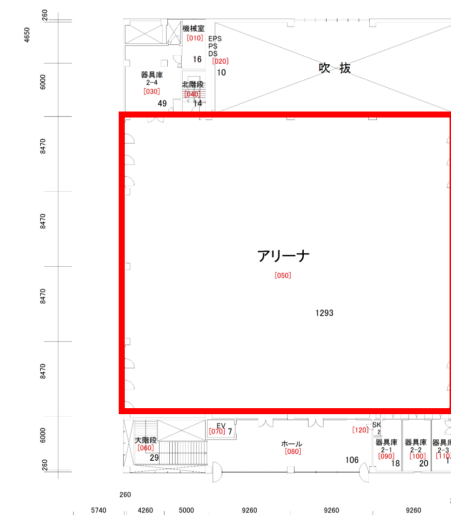


室名サイネージ／インフォメーションボード



室名サイネージ4 -

2 配置図



(138) 第2体育館 2階平面図
1,581㎡ S=1/400

4 仕様

- | | | | |
|--------|-------|---------|---|
| ■登録番号 | — | ■建物構造 | — |
| ■大学名 | 東京大学 | ■面積 | — |
| ■キャンパス | 駒場 | ■定員 | — |
| ■施設名称 | 第二体育館 | ■年間利用者数 | — |
| ■施設・空間 | — | ■主な利用学部 | — |
| | | ■備考 | — |

室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ(アリーナ出入口)

UTokyo COMPASS
○○○ Arena

インフォメーションボード

アリーナ



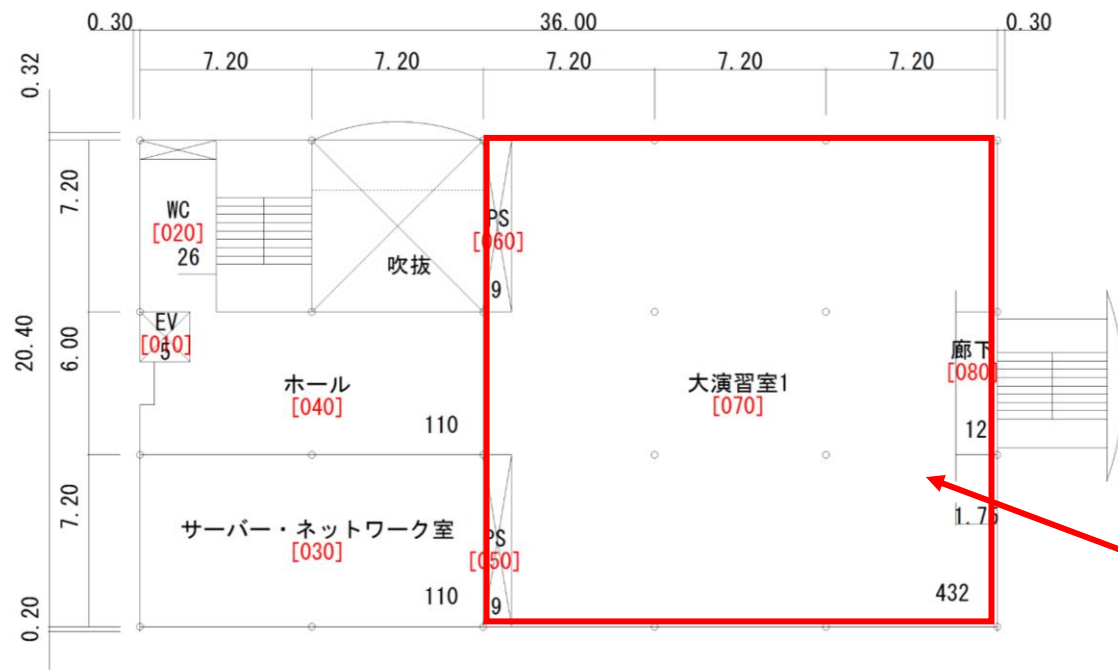
※画像はイメージです。



※室名サイネージ参考イメージ

1 情報教育棟

(例：2F大演習室)



(例：2F大演習室)



1 情報教育棟

(例: 2F大演習室)



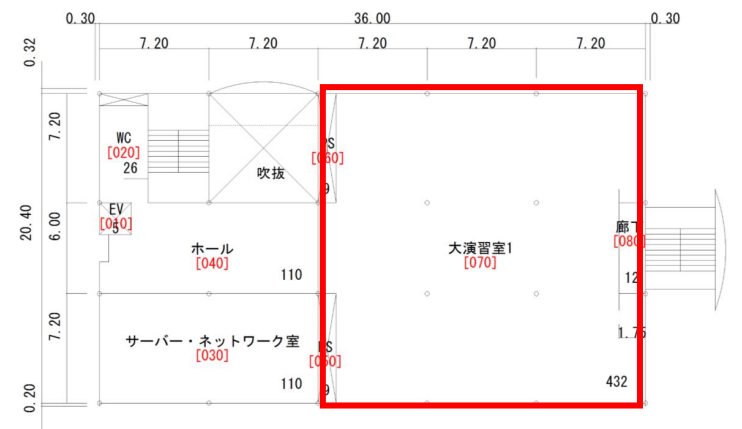
3 サイン設置場所(出入口)



(室名プレート／インフォメーションボード)

2 配置図

(例: 2F大演習室)



4 仕様

- | | | | |
|--------|-------|---------|---|
| ■登録番号 | — | ■建物構造 | — |
| ■大学名 | 東京大学 | ■面積 | — |
| ■キャンパス | 駒場 | ■定員 | — |
| ■施設名称 | 情報教育棟 | ■年間利用者数 | — |
| ■施設・空間 | — | ■主な利用学部 | — |
| | | ■備考 | — |

室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ(出入口)

UTokyo COMPASS 
○○○ room

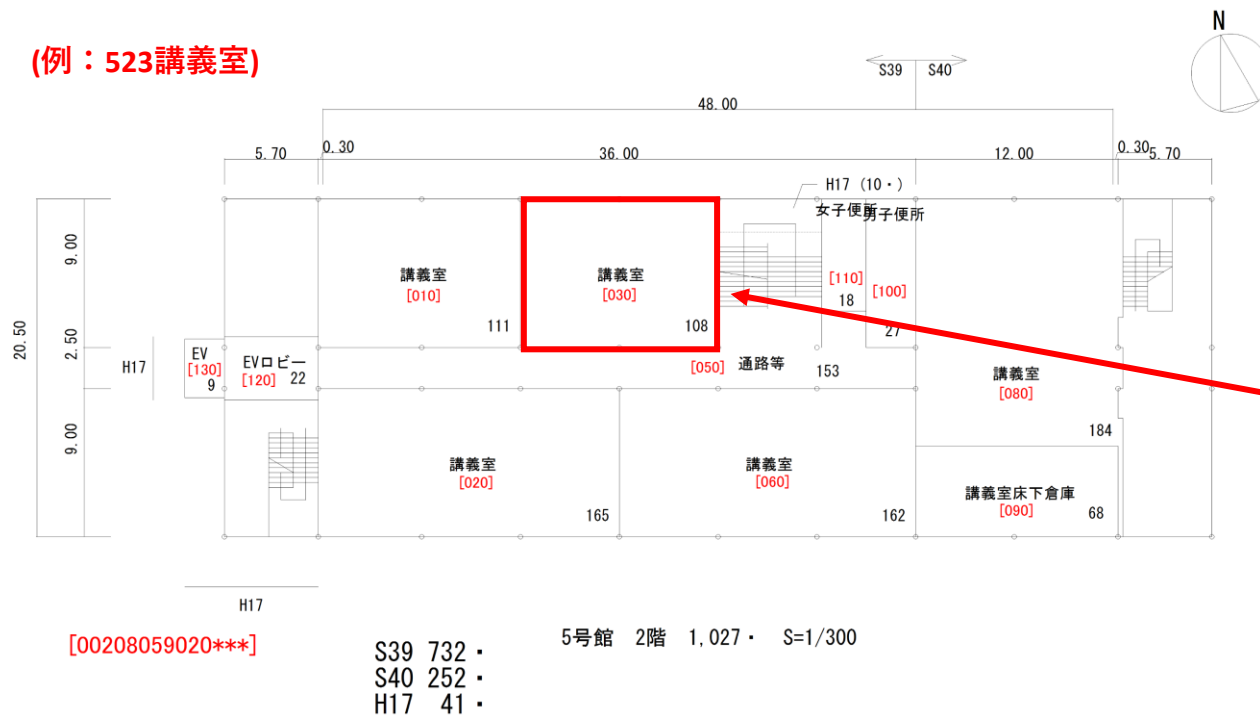
UTokyo COMPASS 
○○○ room

インフォメーションボード



1 5号館 講義室

(例：523講義室)

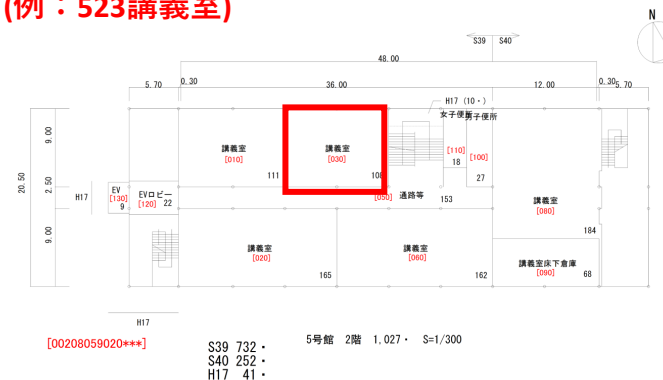


1 5号館 講義室



2 配置図

(例：523講義室)



3 サイン設置場所(出入口) (例：523講義室)



(出入口前方)室名サイネージ

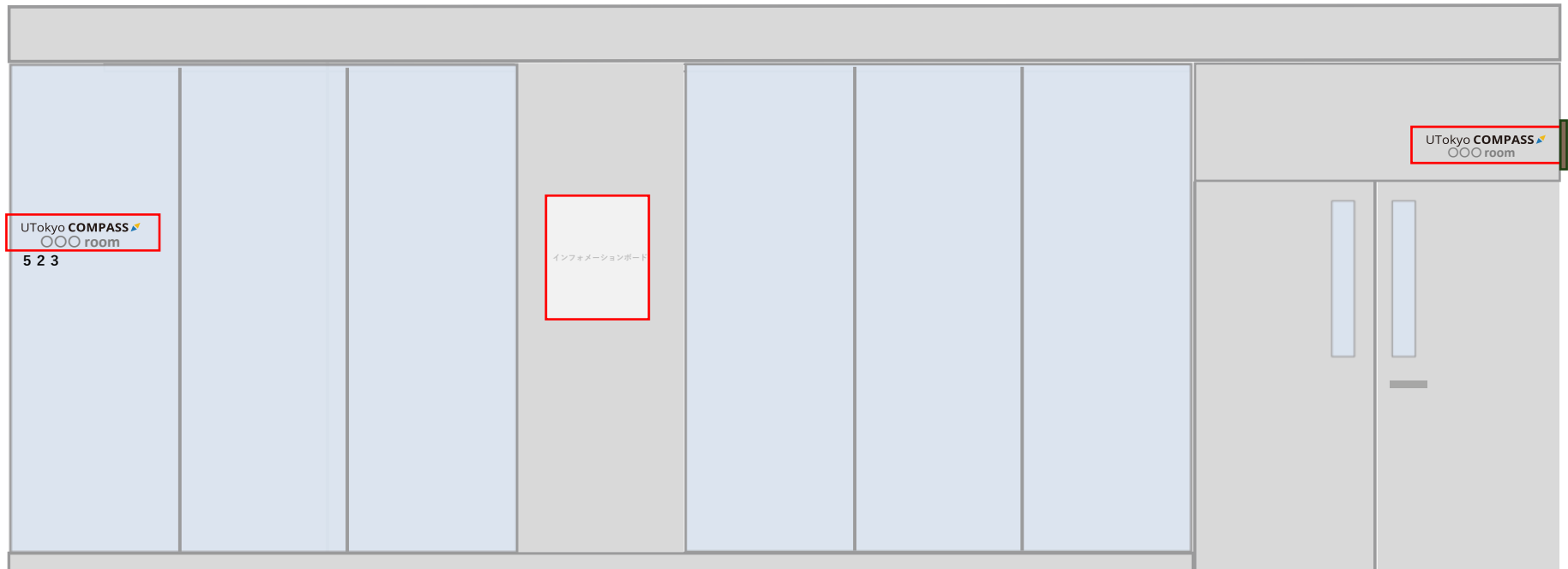
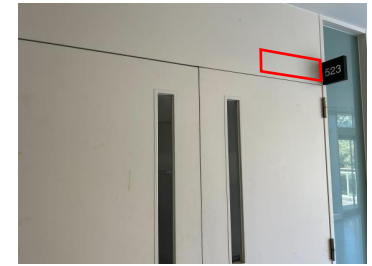


(出入口後方)
室名サイネージ／インフォメーションボード

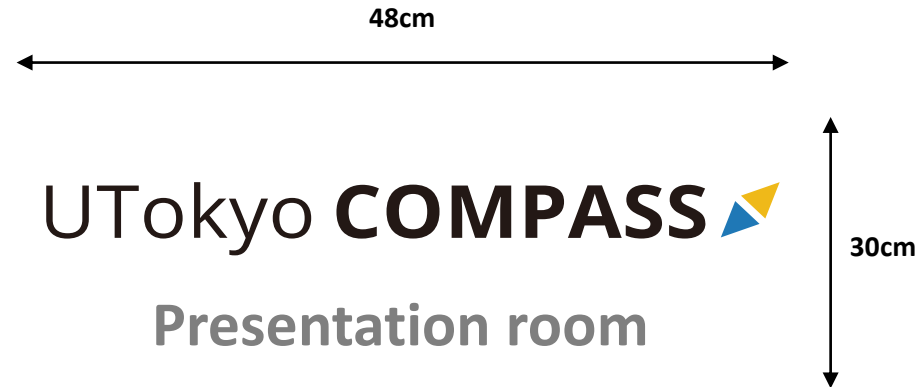
4 仕様

- | | |
|--------|---------|
| ■登録番号 | ■建物構造 |
| — | — |
| ■大学名 | ■面積 |
| 東京大学 | — |
| ■キャンパス | ■定員 |
| 駒場 | — |
| ■施設名称 | ■年間利用者数 |
| 5号館 | — |
| ■施設・空間 | ■主な利用学部 |
| — | — |
| | ■備考 |
| | — |

室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ（5号館）



■室名サイネージ設置について



- 企業ロゴの設置が可能です（仕様：アクリル板切取り貼り付け）
- 企業ロゴ等を組み合わせた部屋名称の記載が可能です。

※ネーミングプラン設定に伴う該当施設のサイネージ設置費用は協賛者さまの負担です。

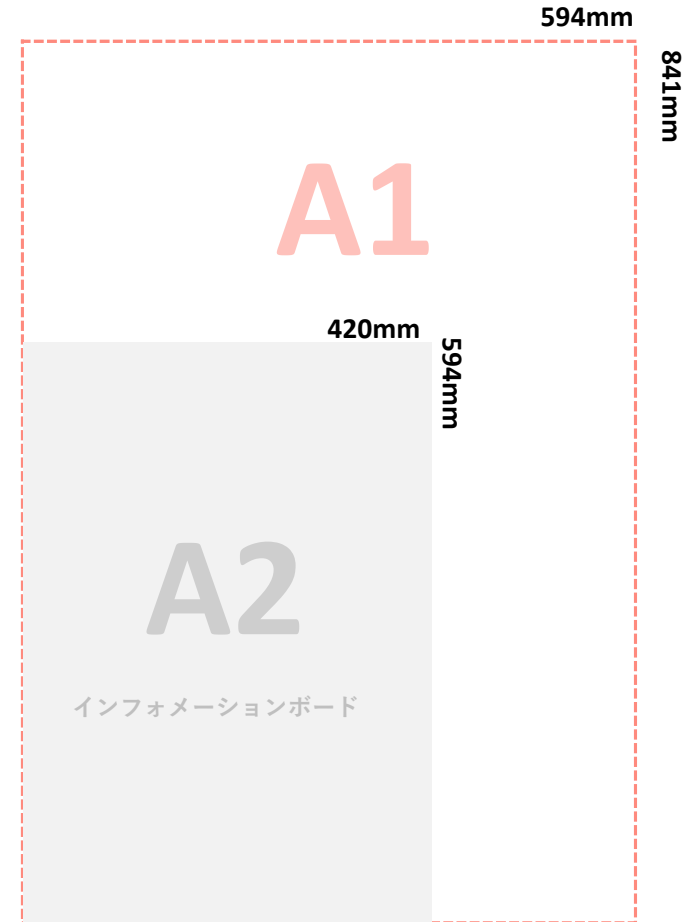
■壁面プレートについて



- プレート背景色は「シルバー」もしくはパントーンやDISなどの指定色をお教えてください。シルバーの場合は「ヘアライン」もしくは「無地」をご指定ください。
- 「●●Inc.は東京大学大学院総合文化研究科・教養学部を応援しています」は変更不可です。
- 企業ロゴ下部に小さい文字で3行程度の文言の記載は可能です。（内容は事前協議）
- プレート下部に1行程度のコピー文言・QRコードの記載は可能です。（内容は事前協議）

※ネーミングプラン設定に伴う該当施設のサインージ設置費用は協賛者さまの負担です。

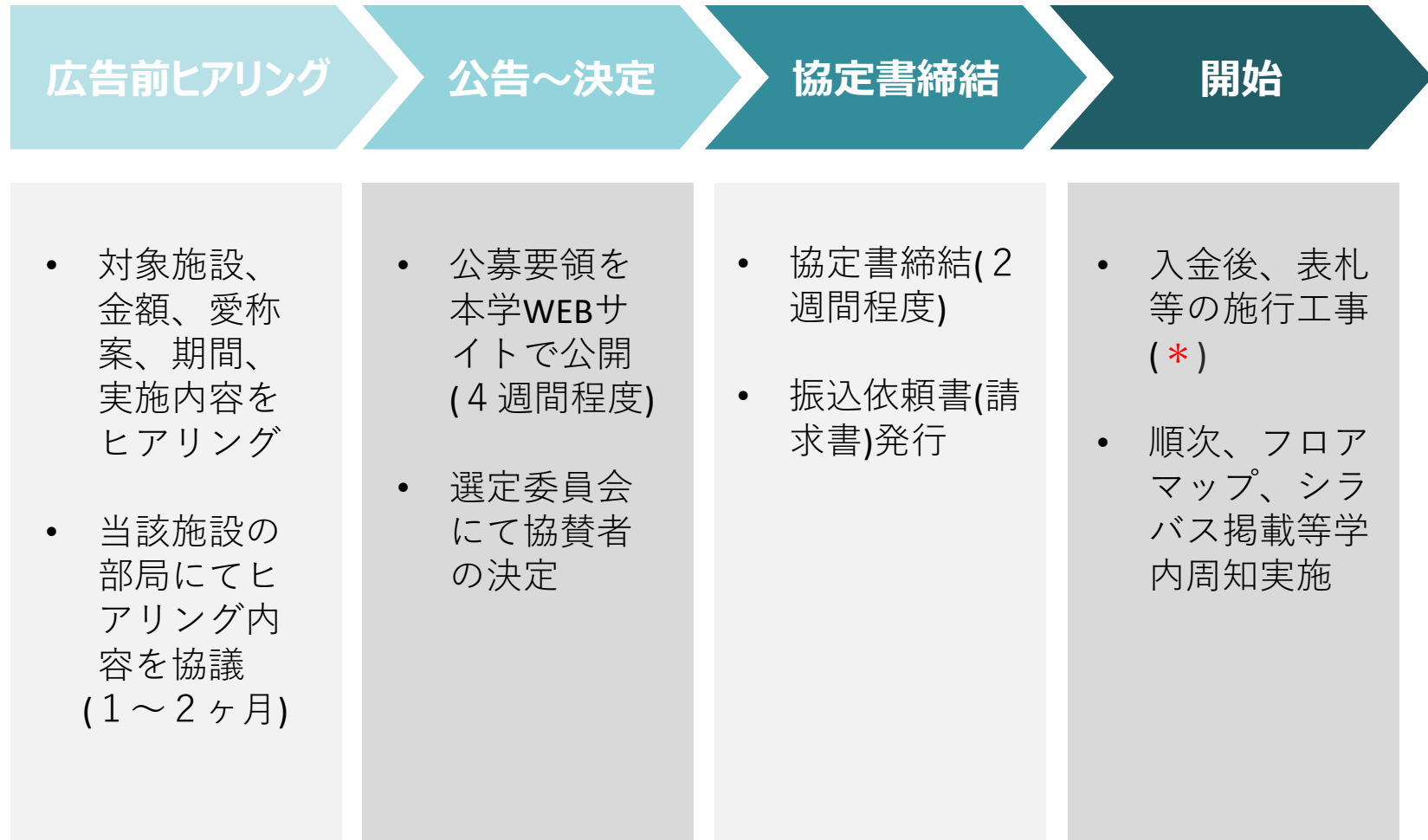
■インフォメーションボードについて



- 企業ロゴの掲載が可能です。
- 「●●Inc.は東京大学大学院総合文化研究科・教養学部を応援しています」は変更不可です。

※ネーミングプラン設定に伴う該当施設のサイネージ設置費用は協賛者さまの負担です。

■手続きの流れ



(*) 施行工事は、協賛者さまの費用負担になります。施工業者等のご紹介可能です。

注意事項

※ サイン設置はご希望に沿いかねる場合もございます。最終的な仕様、設置位置につきましては、大学と協議し決定となります。

※ 工事の都合上、対象設置位置が多少変更となる場合がございます。

※ 愛称等の看板等の設置費用及び原状回復費用は、協賛金とは別に、協賛者の負担となります。

教 B12 号-1

☐ は休祝日利用 ☐ は曜日振替日

[illegible]

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2024年度 教養学部前期課程 授業等日程

◆ 4 月～ 8 月 授業等日程

●授業期間	4月5日(金) ～ 7月31日(水)
●授業休止日	5月17日(金) 午後：五月祭準備のため
●祝休日等利用日	5月3日(金) 全日
	6月1日(土) 全日：S1ターム定期試験予備日
●その他	4月12日(金) 全日：東京大学春季入学式

〔セメスター科目〕

◎授業日（Sセメスター）

※5/30、5/31はセメスター科目の授業はなし

		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 1 0 回	第 1 1 回	第 1 2 回	第 1 3 回
月曜日	AM	4/8	4/15	4/22	5/7	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8
	PM													
火曜日	AM	4/9	4/16	4/23	4/30	5/14	5/21	5/28	6/4	6/11	6/18	6/25	7/2	7/9
	PM													
水曜日	AM	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10
	PM													
木曜日	AM	4/11	4/18	4/25	5/2	5/9	5/16	5/23	6/6	6/13	6/20	6/27	7/4	7/11
	PM													
金曜日	AM	4/5	4/19	4/26	5/3	5/10	5/15	5/17	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12
	PM							5/24						

○振替授業日 5月7日(火) は、火曜日の授業は行わずに月曜日の授業を行う。

5月15日(水) は、水曜日の授業は行わずに金曜日の授業を行う。

○補講日	5月24日(金) 午前	7月16日(火) 全日	7月17日(水) 全日
○定期試験	7月18日(木) ～ 7月31日(水)	※土・日を除く。7月31日(水) は予備日。	

〔ターム科目〕

◎授業日（S 1ターム）

週1コマ		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回						
月曜日	AM	4/8	4/15	4/22	5/7	5/13	5/20	5/27						
	PM													
火曜日	AM	4/9	4/16	4/23	4/30	5/14	5/21	5/28						
	PM													
水曜日	AM	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/22	5/29						
	PM													
木曜日	AM	4/11	4/18	4/25	5/2	5/9	5/16	5/23						
	PM													
金曜日	AM	4/5	4/19	4/26	5/3	5/10	5/15	5/17	5/24					
	PM							5/24						
週2コマ		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 1 0 回	第 1 1 回	第 1 2 回	第 1 3 回
月・木曜日	AM	4/8	4/11	4/15	4/18	4/22	4/25	5/2	5/7	5/9	5/13	5/16	5/20	5/23
	PM													
火・金曜日	AM	4/5	4/9	4/16	4/19	4/23	4/26	4/30	5/3	5/10	5/14	5/15	5/17	5/21
	PM												5/21	5/24

○振替授業日 5月7日(火) は、火曜日の授業は行わずに月曜日の授業を行う。

5月15日(水) は、水曜日の授業は行わずに金曜日の授業を行う。

○補講日	5月24日(金) 午前		
○定期試験	5月30日(木) ～ 6月1日(土)	※6月1日(土) は予備日。	

◎授業日（S 2ターム）

週1コマ		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回						
月曜日	AM	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8	7/22						
	PM													
火曜日	AM	6/4	6/11	6/18	6/25	7/2	7/9	7/23						
	PM													
水曜日	AM	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/24						
	PM													
木曜日	AM	6/6	6/13	6/20	6/27	7/4	7/11	7/18						
	PM													
金曜日	AM	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12	7/19						
	PM													
週2コマ		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 1 0 回	第 1 1 回	第 1 2 回	第 1 3 回
月・木曜日	AM	6/3	6/6	6/10	6/13	6/17	6/20	6/24	6/27	7/1	7/4	7/8	7/11	7/18
	PM													
火・金曜日	AM	6/4	6/7	6/11	6/14	6/18	6/21	6/25	6/28	7/2	7/5	7/9	7/12	7/19
	PM													

○振替授業日 なし

○補講日	7月16日(火) 全日	7月17日(水) 全日
○定期試験	7月25日(木) ～ 7月31日(水)	※土・日を除く。7月31日(水) は予備日。

授業時間(90分)				授業時間(105分)				定期試験時間(90分)			
1時限	8時30分	～	10時00分	1時限	8時30分	～	10時15分	1時限	8時40分	～	10時10分
2時限	10時25分	～	11時55分	2時限	10時25分	～	12時10分	2時限	10時35分	～	12時05分
3時限	13時15分	～	14時45分	3時限	13時00分	～	14時45分	3時限	13時25分	～	14時55分
4時限	15時10分	～	16時40分	4時限	14時55分	～	16時40分	4時限	15時20分	～	16時50分
5時限	17時05分	～	18時35分	5時限	16時50分	～	18時35分	5時限	17時15分	～	18時45分
6時限	19時00分	～	20時30分	6時限	18時45分	～	20時30分	6時限	19時10分	～	20時40分

2024年度 教養学部前期課程 授業等日程

◆ 10月～2月 授業等日程

●授業期間	10月2日(水) ～ 2月8日(土)
●授業休止日	11月21日(木) 全日：駒場祭準備のため 11月22日(金) 全日：駒場祭のため 11月25日(月) 午前：駒場祭片付けのため 1月17日(金) 全日：大学入学共通テスト準備のため
●祝休日等利用日	11月4日(月) 全日 11月30日(土) 全日：A1ターム定期試験予備日 2月8日(土) 全日：Aセメスター/A2ターム定期試験予備日

【セメスター科目】

◎授業日（Aセメスター）※11/27はセメスター科目の授業はなし

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
月曜日	AM	10/7	10/21	10/28	11/4	11/11	11/13	11/18	12/2	12/9	12/16	12/23	1/6	1/20
	PM													
火曜日	AM	10/8	10/15	10/22	10/29	11/5	11/12	11/19	12/3	12/10	12/17	12/24	1/7	1/14
	PM													
水曜日	AM	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/20	12/4	12/11	12/18	12/25	1/8	1/15
	PM													
木曜日	AM	10/3	10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/28	12/5	12/12	12/19	12/26	1/9
	PM													
金曜日	AM	10/4	10/11	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15	11/29	12/6	12/13	12/20	12/27	1/10
	PM													

○振替授業日	11月13日(水) は、水曜日の授業は行わずに月曜日の授業を行う。													
○補講日	11月25日(月) 午後 11月26日(火) 全日 1月16日(木) 全日 1月21日(火) 全日 1月22日(水) 全日													
○定期試験	1月23日(木) ～ 2月3日(月) ※土・日を除く。2月8日(土) は予備日。													
○専門科目試験	2月4日(火) ～ 2月10日(月) ※土・日を除く。													

【ターム科目】

◎授業日（A1ターム）

週1コマ		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回						
月曜日	AM	10/7	10/21	10/28	11/4	11/11	11/13	11/18						
	PM													
火曜日	AM	10/8	10/15	10/22	10/29	11/5	11/12	11/19						
	PM													
水曜日	AM	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/20						
	PM													
木曜日	AM	10/3	10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14						
	PM													
金曜日	AM	10/4	10/11	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15						
	PM													
週2コマ		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
月・木曜日	AM	10/3	10/7	10/10	10/17	10/21	10/24	10/28	10/31	11/4	11/7	11/11	11/13	11/14
	PM													
火・金曜日	AM	10/4	10/8	10/11	10/15	10/18	10/22	10/25	10/29	11/1	11/5	11/8	11/12	11/15
	PM													

○振替授業日	11月13日(水) は、水曜日の授業は行わずに月曜日の授業を行う。													
○補講日	11月25日(月) 午後 11月26日(火) 全日													
○定期試験	11月27日(水) ※11月30日(土) は予備日。													

◎授業日（A2ターム）

週1コマ		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回						
月曜日	AM	12/2	12/9	12/16	12/23	1/6	1/20	1/27						
	PM													
火曜日	AM	12/3	12/10	12/17	12/24	1/7	1/14	1/28						
	PM													
水曜日	AM	12/4	12/11	12/18	12/25	1/8	1/15	1/29						
	PM													
木曜日	AM	11/28	12/5	12/12	12/19	12/26	1/9	1/23						
	PM													
金曜日	AM	11/29	12/6	12/13	12/20	12/27	1/10	1/24						
	PM													
週2コマ		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
月・木曜日	AM	11/28	12/2	12/5	12/9	12/12	12/16	12/19	12/23	12/26	1/6	1/9	1/20	1/23
	PM													
火・金曜日	AM	11/29	12/3	12/6	12/10	12/13	12/17	12/20	12/24	12/27	1/7	1/10	1/14	1/24
	PM													

○振替授業日	なし													
○補講日	1月16日(木) 全日 1月21日(火) 全日 1月22日(水) 全日													
○定期試験	1月30日(木) ～ 2月3日(月) ※土・日を除く。2月8日(土) は予備日。													

授業時間(90分)				授業時間(105分)				定期試験時間(90分)			
1時限	8時30分	～	10時00分	1時限	8時30分	～	10時15分	1時限	8時40分	～	10時10分
2時限	10時25分	～	11時55分	2時限	10時25分	～	12時10分	2時限	10時35分	～	12時05分
3時限	13時15分	～	14時45分	3時限	13時00分	～	14時45分	3時限	13時25分	～	14時55分
4時限	15時10分	～	16時40分	4時限	14時55分	～	16時40分	4時限	15時20分	～	16時50分
5時限	17時05分	～	18時35分	5時限	16時50分	～	18時35分	5時限	17時15分	～	18時45分
6時限	19時00分	～	20時30分	6時限	18時45分	～	20時30分	6時限	19時10分	～	20時40分

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日：2023年 7月28日

担当部局名：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	フランクフルト・ゲーテ大学 総合言語文化研究学部	
	英語	Faculty of Linguistics, Cultural and Civilization Studies, Arts Studies, Goethe University Frankfurt	
	当該国語 ※任意	Fachbereich Sprach- und Kulturwissenschaften, Goethe Universität Frankfurt am Main	
地域／国名	ヨーロッパ	ドイツ	
設立年	1914	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.goethe-university-frankfurt.de/en		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数：16、学生数：43,376人(2022/2023年冬学期)、研究者数：3,043人(教授数：576人)		
相手国内における大学(機関)としての評価	市民の基金によって設立された大学、また比較的新しい大学(1914年創立)として、先進的な自然科学研究のほか、近現代の社会・文化の研究において早くから世界的な評価を得てきた。とりわけ1924年設立の社会研究所を中心とした社会思想・哲学研究は、アドルノ、ハーバーマスら哲学者の活躍によって「フランクフルト学派」として世界的に著名になるなど、現代的課題の学際的な探求というフランクフルト・ゲーテ大学の特徴を形成した。現在、学内の三つのプロジェクトがCenter of Excellencyとして特別助成の対象となっている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類：	部局覚書		
協定名(英語)：	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND FACULTY OF LINGUISTICS, CULTURES, AND ARTS, GOETHE UNIVERSITÄT FRANKFURT AM MAIN		
協定名 (英語以外)：			
関係部局名：			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類：	▼リストから選択		
覚書名(英語)：			
覚書名 (英語以外)：			
関係部局名：			
交流分野			
東アジアおよびヨーロッパの文化・言語研究を中心とした人文学の分野において、総合言語文化研究学部との交流を中心としながら、フランクフルト・ゲーテ大学のCOEプロジェクトとも連携する。			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	○		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	○	→人数(年)：2人(4人/学期)[学部生／大学院生]	

3.締結目的および期待される成果		
フランクフルト・ゲーテ大学は、研究プロジェクト Interdisciplinary Centre of East Asian Studies を推進するなど、東アジアにおける学術交流にきわめて意欲的であり、東京大学との積極的な交流を強く希望している。総合言語文化研究学部はその基軸をなしており、同大の言語・文化研究の学際性、先進性は、その国際的視野とともに、同様の目標を掲げる本研究科にとって大きな刺激になると思われる。2011年の部局間協定締結以来重ねてきた研究者交流、共同研究プロジェクトに加え、今回、学生交流を始めることによって、学術交流がさらに活発となり、双方の学術的文化的な発展が大きく期待される。		
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)		
2017年9月10日～12日、東芝国際交流財団の援助を受け、大阪大学グローバル日本研究クラスターとの共催で、本交流協定に基づき、準備をすすめてきた国際研究集会「海保青陵の時代としての江戸後期－没後200年－」を開催し、幹事のフランクフルト・ゲーテ大学のキンスキー教授、総合文化研究科の徳盛講師に加え、本学の大学院生やフランクフルト・ゲーテ大学から留学中の学生、その他国内外の研究者の参加も得て、有意義な研究交流の場となった。その後、2019年11月にはキンスキー教授が一月間東京大学客員教授として滞在し、総合文化研究科超域文化科学専攻で集中講義と講演、さらに共同研究を行った。また、2022年5月から2023年3月にかけては、徳盛講師がフランクフルト・ゲーテ大学に滞在し、セミナーや共同研究を行い、それぞれ現地で学生、教員、研究者間の知識の共有、学術交流を深めた。こうした活動を通じて、2011年交流協定締結時に含まれていた学生交流を実現する基盤が整った。		
5. 締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)		
部局承認: 2023年9月21日(予定)		
6.実施責任体制		
責 任 者	真船文隆(総合文化研究科長・教授)	
(担当部局長):		
幹事教職員:	齊藤 渉(総合文化研究科・教授)	
	竹峰義和(総合文化研究科・教授)	
	徳盛 誠(総合文化研究科・講師)	
7.相手側の対応組織		
責 任 者	Prof. Dr. Thomas Paulsen(総合言語文化研究学部長・教授)	
(担当部局長):		
幹事教職員:	Prof. Dr. Michael Kinski(日本学研究所・教授)	
8.資金計画		
フランクフルト・ゲーテ大学のInterdisciplinary Centre of East Asian Studiesの経済的支援、国際交流基金の援助など。		
9.同一校(機関)との交流の有無		
☒ 有	協定の種類: 部局協定	担当部局: 総合文化研究科
	締結年月: 2011年3月	(最終更新年: 2021 年)
☐ 無		
10.その他特記事項		
本件担当部局事務		
部 局 名 :	総合文化研究科	
部 署 名 :	国際研究協力室	
担 当 者 名 :	松井恵子	
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp	

(DRAFT)

**MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
FACULTY OF LINGUISTICS, CULTURES, AND ARTS,
GOETHE UNIVERSITÄT FRANKFURT AM MAIN**

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and the Faculty of Linguistics, Cultures, and Arts, Goethe Universität Frankfurt am Main (Germany) (hereinafter referred to as the “parties”), on the basis of the Agreement on Academic Exchange concluded between the Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Faculty of Linguistics, Cultures, and Arts, Goethe Universität Frankfurt am Main and originally concluded on 21st March, 2011 and subsequently extended in 2016, 2021 (hereinafter referred to as the “Agreement”), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following.

Article 1. Students may enroll in this exchange program for a period of up to one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one year maximum.

Article 2. A maximum of 4 student semester places will be exchanged between the parties in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

Article 3. Students will be selected by their home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make final judgement on the admission of exchange students.

Article 4. Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

Article 5. The host university shall issue an academic transcript to the exchange student’s home university upon completion of the exchange program. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.

Article 6. The host university shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees on students enrolled in this exchange program.

Article 7. Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this

exchange program, other than as described in the preceding article, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party.

Article 8. Each university will endeavor to arrange accommodations for the participating students.

Article 9. This Memorandum shall be in effect from the date of the final signature affixed below by the parties hereto, and be valid until 20th March, 2026. The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance written notice to the other party. Under no circumstances will the term of this Memorandum exceed the term of the Agreement.

Article 10. This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Memorandum and the Agreement, the provisions of the Agreement shall take precedence.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

The University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

Goethe Universität Frankfurt am Main
Faculty of Linguistics, Cultures, and Arts

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Prof. Dr. Thomas Paulsen
Dean

_____ / _____ / 2023

_____ / _____ / 2023